令和元年度 業績評価報告書

令和2年1月

林業·木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会

目 次

第1	業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方	1
第2	業績評価の実施方法等	1
1	評価の対象事業	1
2	評価の方法	2
第3	業績評価の実施及び結果	3
1	業績評価の実施	3
2	業績評価の結果	4
3	事業評価を行った委員の総合コメント等	5
0	委員会開催の経過	15
0	委員名簿	15
(:	参考)	
	・平成30年度事業計画及び事業実績	17
	・令和元年度業績評価実施要領	57

第1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方

林業・木材製造業労働災害防止協会(以下「協会」という。)では、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において、「法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること。」とされたことを踏まえ、平成15年6月に外部有識者で構成される総合評価委員会(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会では平成15年度から同18年度までの4年間、主に調査研究事業を対象 に、所要の意見等を述べてきた。

平成19年度には、第三者による的確かつ適正な評価を事業計画に反映させた、より効果的かつ効率的な事業運営を行うことという社会的要請を受け、評価方法等を見直し、前年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

平成20年度から前年度業績評価の実施状況を踏まえ「業績評価実施要領」を定め、評価の目的、評価対象事業、評価方法を明確にし、業績評価を実施した。

令和元年度については、「令和元年度業績評価実施要領」に基づき、平成30年 度実施事業を対象として業績評価を実施した。

具体的な業績評価の実施方法等は、下記の第2に示すとおりである。

第2 業績評価の実施方法等

1 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における23事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業(補助事業)(4事業)
 - (1) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組 (新規)
 - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
 - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
 - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業(補助事業)(1事業)
- (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業(自主事業)(6事業)
 - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
 - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
 - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
 - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
 - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催
 - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業(自主事業)(8事業)
 - (1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施

- (2) 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規)
- (3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
- (4) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組
- (5) 労働災害情報の収集分析と提供
- (6) ホームページの運営
- (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
- (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦
- 5 組織体制、事業運営の整備強化(自主事業)(4事業)
 - (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
 - (2) 理事会・総代会等の開催
 - (3) 支部長会議等の開催
 - (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業:広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業で、国

等の補助金により実施した事業。

自主事業:協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

2 評価の方法

- (1)評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。
 - ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記1の23事業、5事業区分について、 それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。
 - (ア) 事業目的は達成されているか。
 - (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
 - (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
 - (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
 - (オ)調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に 役立つ課題となっているか。
 - イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がって いるかを加え、評価を行う。
 - ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、 協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄 与度について行う。
 - (ア) 労働災害の防止
 - (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分(5段階)とし、数字で表す。

大変良い

5

良い4普通3やや不十分である2不十分である1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シートを作成する。

イ 委員への資料送付等

- (ア)事務局で作成した資料(災害状況報告、収支決算書及び関連資料を含む。) を委員会委員あて事前に送付する。
- (イ) 各委員は、委員コメント表に、事業ごとのコメント及び総合コメントを 記入して事務局に送付する。
- (ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出 する。

ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告をもとに議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

- (ア)委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表を作成し、事務局に提出する。
- (イ)事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四 捨五入する。

- (ウ)委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値をもとに議論を行い、業績評価総括表を作成する。
- (エ)委員会としての業績評価報告書(事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。)を作成し、後日、会長に提出する。
 - (注)総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会 での議論をもとに作成する。

第3 業績評価の実施及び結果

1 業績評価の実施

(1) 第1回委員会の開催

令和元年7月22日(月)に令和元年度第1回委員会を開催した。

事務局から平成30年度事業計画、同30年度事業報告等の資料をもとに同30年度実施事業の説明を行った後、令和元年度における業績評価対象事業及び業績評価の方法等について、「令和元年度業績評価実施要領」を定め、業績評価を実施することと決定した。

(2) 第2回委員会の開催

令和元年12月6日(金)に令和元年度第2回委員会を開催した。

平成30年度実施事業について、各委員から寄せられた業績評価シートに係る質問・意見等を取りまとめた委員コメントに関して事務局が説明を行った後、「補助事業」2事業区分及び「自主事業」3事業区分ごとの個別評価及び総合評価について審議し、委員会としての業績評価を行った。

2 業績評価の結果

前記第1の業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方及び前記第2の業績評価の実施方法等により業績評価を行った結果、平成30年度に実施した事業全般について、労働災害防止団体としての専門性を活かし、効果的かつ効率的な事業運営に努めたことにより、概ね事業計画に沿って順調に事業が遂行され、その目的が達成されているものと認められる。

したがって、総合評価は「4」とする。

委員会としての事業区分ごとの業績評価は、次表のとおりである。

	項目	評	価
	1 安全衛生管理活動事業(4事業)	4	
I 補助事業	2 労働災害防止特別活動推進事業(1事業)	4	
	[補助事業全体]	4	
	3 安全衛生教育支援事業(6事業)	4	
Ⅱ自主事業	4 安全衛生対策支援事業(8事業)	4	
11 日土尹未	5 組織体制、事業運営の整備強化(4事業)	3	
	[自主事業全体]	4	
	総合評価	4	

3 事業評価を行った委員の総合コメント等

各委員からは、平成30年度実施事業に対する業績評価を実施した結果を踏ま え、事業の実施状況、その他全体的な感想などを含め次のような意見、指摘があった。

(1) 事業全体に対する総合コメントについて

総合的に見て事業計画に沿い、ほぼ順調に事業が遂行されているという評価がなされ、次のコメントがあった。

- ア 本年度業績評価対象23事業のうち、「伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組」、「伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業」の2件は、新規事業として実施された。いずれの事業も労働災害対策に有効な新規事業として評価される。
- イ 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業に関して、受診勧奨の 強化を図った結果、1年間未受診者は3年以上未受診者に比べては減少に つながっているので、継続的な事業展開を期待したい。
- ウ 協会の運営に関しては、業務運営の改善への継続的な取組を評価したい。 また、本部・支部のコンプライアンス体制のより一層の強化を期待したい。
- エ 全体として、施策に創意工夫があり、会員の安全衛生水準の向上に大い に役割を果たしている。
- オ 自主事業については、安全衛生対策支援事業の「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施において、様々な取組が行われており評価したい。その他の自主事業については継続実施されている事業であるが、図書、講習会テキストの製作等適時・適切な事業を展開していると評価できる。
- カ 事業目的に即した事業を展開し、よい成果を得ている。また、情報も適切に発信している。全般に高い程度の達成がされている。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- ア 平成30年度は、「第13次労働災害防止計画」の初年度に当たり、改めて 林材業の死亡労働災害の撲滅、労働安全の意識の高揚に向かわなければな らなかったにもかかわらず、考えられない伐倒の死亡事故が発生した。協 会は、気持ちを改めて林材業の労働安全に向かって業務を実行しなければ ならない。
- イ 協会の組織体制、業務実行体制の改革についての報告書による業務改善 方向に向かっていたにもかかわらず、法令違反の不祥事が発生した。全国 にわたる支部組織のガバナンスは、大変なことであるが常にコンプライア ンスに基づいた意識教育が必要である。
- ウ 本協会は、補助事業、自主事業とも林材業の労働安全を目的にした事業 であり、各事業項目共通の課題である。限られた職員の人数ですべての事 業にわたり十分に実行できるのか、また各支部、安全管理士各位が業務を

実行できるか、疑問を感じる。また全国の各支部の体制、実行能力の差についての指導、バランスが必要と考える。

- エ 非会員に対するアプローチについては、どの団体も苦慮しているが、小 冊子の提供等こちらを向かせる対策が必要と考える。補助事業として展開 されることを期待したい。
- オ 災害防止の観点から林業に重点を置かざるを得ない事情は理解できるが、県木連等事業者団体とも連携を取り、木材・木製品製造業対策にも注力してほしい。
- カ 技術指導者の不足が考えられている。当協会は、それらの養成のための カリキュラムの作成、事業の進め方などの指針を示すべきである。特に、 協会としては、技術的なことも大切であるが、労働安全衛生の専門的指導 が必要ではないか。
- キ 事業全体としてしっかりと、確実な運営がなされている。その一方、林 業、木材産業においては他の産業と比較して災害発生率が高いことを鑑み、 新しい考えや手段、創意工夫等を積極的に取り入れながら災害低減に向け た努力・活動を引き続き推進していくことが重要である。
- ク 重大な不適正な事案があったので改善に努めてほしい。

(2) 補助事業について

補助事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

- ア 安全衛生管理活動事業 (平成30年度事業計画及び事業実績 I-1)
- (ア) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組
 - a 林野庁と連携した特別活動、安全管理士と林業改良普及員(林業 普及指導員)との連携した取組も参加者も多く、評価できる。今後も 続けてほしい。死亡災害に関する調査、研究は重要であり、今後も続 けて欲しい。
 - b 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡労働災害 防止に関して、調査研究を実施するとともに特別活動として連絡調 整会議、集団指導会を鋭意実施した。
 - c 中高年労働者及び新規就業者の労働災害の特徴を踏まえた災害防止対策をまとめ、周知を図る等、問題を絞ったアプローチは評価できる。
 - d 中高年齢者の林業への就業は今後も増加すると思われることから、 このような調査は深く考える必要がある。
 - e 比較的災害の発生しやすい中高年齢者と新規就業者に重点をおい て調査研究を進めるのは重要である。
 - f 新規の事業としての立ち上げ、実施にあたっての努力がなされて 当初の目的達成のために進められていることは評価したい。また、 本課題は現状の林業界が抱える重要な課題であることから、その重 要性を鑑み、今後も災害防止の対策、取組を推進していただきたい。

g 集団指導会を積極的に開催するとともに、外部有識者からなる検 討会で労働災害防止対策を取りまとめた。

との評価を受けた。

(イ)業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

- a 業界全体の安全衛生活動の底上げに関して、技術支援・傘下事業場に対する指導・安全管理士による安全パトロール、事例別集団指導の目標を上回る活動を実施した。
- b 目標を上回る活動を実施されたことは評価したい。なお、林業・木 材製造業の業界をみると小規模の事業体が多いことから、これらの 事業体に対する取組を重視しつつ、また指導内容の質の向上にも取 り組まれ、活動されることを期待する。
- c 企業に対する安全活動技術支援を行うとともに、個別指導、集団 指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップ等目標 を上回り開催した。
- d 安全管理士等による現場安全パトロール等による個別指導、集団 指導実施回数は目標を大きく上回り、評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 林業、木材業界の形態が変化してきているので、業界として考える必要がある。
- b 林業、木材製造業の労働災害の発生頻度は、全産業に比して高く、 安全管理士の技術指導が主であるが、その成果が見えない。
- c 比較的大企業といえる2企業を対象としているが、小企業こそが 活動底上げが必要なのではないか。

(ウ) 林材業における労働災害再発防止対策事業

- a 緊急集団指導により重大な労働災害が発生した現場への指導など 成果を上げている。
- b 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導、集団指導、 個別指導の目標を上回って実施した。
- c 林材業死亡労働災害多発警報を効果的に発令した。また、集中指導を積極的に実施した。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 林材業、特に林業においては他の産業と比べて一定の労働力に対する死亡災害の比率が高い状況が続いている。重篤な災害を防止していくためには安全対策、継続的な安全活動の推進が必要であるこ

とは言うまでもないが、減少に向かうような効果的対策を業界として強く検討していくことが重要である。

- b 林業における平成29年死亡者数40名、30年31名と大きく減少しているものの、木材・木製品製造業では平成29年死亡者数6名、30年11名と増加している。木材・木製品製造業の安全水準を上げるため、29年度から新たに出前集団指導にも取り組んでいるが、事業場の消極的姿勢が垣間見られる。令和元年の死亡者は平成29年をすでに上回っており、このような時こそ木材・木製品製造業の危機意識を高めるべきではないか。
- (エ) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
 - a 林業・木材製造業とも、リスクアセスメントの巡回指導を長くやっている。地味な活動であるが重要である。
 - b 集中指導などよく活動している。
 - との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 本安全衛生教育訓練に参加する事業体の規模等を勘案しながら、 進められていることは評価したい。その一方、訓練の時間短縮によ る内容把握・理解不足とならないよう、研究教材内容、指導方法に 工夫を加えながら活動の推進に取り組まれたい。
- b 林業の実践的リスクアセスメントの集団指導会は目標とした受講 者数を上回ったが、木材製造業は下回った。更なる努力が求められ る。
- c リスクアセスメントは作業場所が変化する林業より、作業場所が 固定している木材・木製品製造業のほうが受け入れやすいはずだ が、木材・木製品製造業のほうが集団指導会の参加状況が低調であ る。強度率、度数率から林業に重点を置くことは理解できるが、木 材・木製品製造業(事業場数2万弱、労働者数20万人弱)、林業 (事業場数1.4万、労働者数6.4万人弱)という構成を考えると木 材・木製品製造業のリスクアセスメントへの取組の低調さが際立 つ。木材・木製品製造業の危機意識を高めるべきではないか。
- イ 労働災害防止特別活動推進事業 (平成30年度事業計画及び事業実績 I 2)
 - (ア) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
 - a 本事業は、長年にわたり実施され、定着している。30年度については新たにデータベースをチェーンソー取扱労働者の把握に用いたなど工夫が見られ、成果がでるものと思う。
 - b 振動障害予防健診の周知徹底、受診勧奨の強化が着実になされて

いる。

c 目標値を定め、それに沿って事業が実施され、結果としても目標 に近い達成となっている。継続的な活動として今後も取り組まれた い。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a チェーンソーの改良等の成果として、林業における振動障害新規 労災認定者数は長期的には減少傾向にあり、直近でも、平成25年53 人、26年44人、27年41人、28年35人、29年35人と減少傾向が続いて いる。しかし、特殊健診の実施、その結果に基づく作業時間制限、 作業転換等の対策の徹底が必要であり、未受診者の一掃をさらに進 めていく必要がある。
- b 3年以上未受診者のいる事業場及び未受診者数の推移は年々改善しているが、事業場数において3割、労働者数において1割弱いる。未受診労働者に対する個別受診勧奨、事業者への受診勧奨を行う等の努力をしているが、事業者に対して、受診・未受診結果報告、未受診となった理由の報告を求める等さらに踏み込んだ対策はどうだろうか。

(3) 自主事業について

自主事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

- ウ 安全衛生教育支援事業(平成30年度事業計画及び事業実績Ⅱ-3)
- (ア) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
 - a 29年度の講師資格研修の不足を改善すべく、努力がなされ、内部 監査も4支部で実施、改善されている。
 - b 安全衛生に係る講習会、職長等の教育等の教育支援事業の充実が 図られている。
 - c 林業における技能講習は、30年度は29年度実績を上回り、特別教育も総じて29年度を上回っている。また、木材・木製品製造業における技能講習も29年度実績を上回っている。収益にも大きく貢献しており、評価できる。
 - d 着実な安全衛生教育の実施が行われ、資格取得を行わせている。
 - e 労働安全衛生の確保のための重要な事業として位置づけられ、着 実な実施が行われていることは評価される。関係法令の改正等によ り、今後受講者が増加することが予想されるが、しっかりとした講 習の周知、実施を推進されたい。
 - との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 作業の安全と効率のためには、多くの人が取得しやすく、講師の 均一化と質の向上を考えるべきである。

(イ) 図書・安全衛生用具等の普及

- a 図書・安全衛生用具等の普及・向上が図られるとともに、堅実な事業収入を確保している。
- b 多くの団体で出版事業が苦戦を強いられていることを考えれば、 平成30年度に新刊がなかったにもかかわらずこの実績は評価できる。 との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 安全関係の図書は堅苦しいイメージがあり、購読や内容の理解が不十分になる面があったことは否めないものと思われる。現場従事者、管理者、経営者それぞれの立場を踏まえながら普及推進できるように改善・工夫に努められることを期待する。また、安全衛生具については山村で働く林業従事者は製品の情報が届きにくいので、従事者目線で購入できるような宣伝や供給方法を検討し、普及に努められたい。
- b ソーチェーンの正しい目立など、そろそろ内容をチェックしても よいのでは。DVD、映像が古くなりすぎではないか。

(ウ) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行

- a 月刊情報誌「林材安全」は、労働災害防止対策、情報として、現場 で重要である。また労安法の改正、災防計画の徹底などにも重要で ある。アンケートにも労災防止に役にたっているなど評価が高い。
- b 「林材安全」の編集に購読者からの声を反映し、内容の充実が図られている。
- c 「林材安全」を拝見しているが、適時・的確な情報発信として評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 現場の方(従事者から管理・運営者まで)が読んでくれるということが大切な視点であるので、現場の評価や現場目線を取り入れながら進めていただきたい。

(エ) 労働安全・労働衛生標語の募集

a 標語の募集に一般応募者からの多数の応募があり、一般国民の安 全衛生活動への関心を喚起する機会となっている。 b 安全衛生標語募集へ多数の応募があることは林材業関係者の意識 の指標とみることができ、評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 現場サイドの意識を高めるという意味から、標語公募という手法 も意味があり、重要なことと理解する。その一方、さらなる安全等に 関する意識や関心を持ってもらうためには効果的手法も検討される と良いのではないか。

(オ) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催

- a テキスト作成委員会の開催が2回にとどまったが、車両系建設機械能力向上教育用テキスト、かかり木処理等に関するテキストについての作成方針等は決められており、令和元年度に期待ができる。
- b 現場サイドで安全衛生に対する意識・関心が高まるようなテキスト作成の推移に努められたい。
- との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 数多く多分野にわたる安全衛生教育等のテキストを現場の状況に より検討する必要があり、検討委員会は重要である。

(カ) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

a 講師養成は安全衛生教育推進の要でもあるので、今後ともしっか りと取り組んでいただきたい。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 最近の重大事故についても講師の資質が問われている中で、この 事業は予算の配置を含め充実させるべきである。
- b 講師養成研修を大いに行い、講師の質を向上させるべきである。

エ 安全衛生対策支援事業 (平成30年度事業計画及び事業実績Ⅱ-4)

- (ア)「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の 実施
 - a 多様な取組が実施された結果、林業の死亡労働災害は31件(前年比22.5%減)の結果に貢献した。
 - b 目標達成に向けてしっかりした取組がなされている。
 - c 林材業 STOP!熱中症クールワークキャンペーンについてもきめ細かい対応がされている。また、林材業 STOP!転倒災害プロジェクト

についても、冬季における転倒災害防止対策に応用する等評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 13次災防計画の策定、計画を立案し、達成すべく実施し、林業の 死亡労働災害を減らすことができたが、さらに活動を充実させるこ とが必要。
- b 平成29年林材業死亡災害分析結果と対策について取りまとめた冊子を作成し、会員に配付したことは評価できる。林材業における災害減少を確固たるものとするためには非会員対策は重要で、上記冊子を非会員にも配付することについて検討できないか。

(イ) 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業

- a 過去4年間の死亡災害の分析、結果からどのような教育が必要か という研究、検討は重要である。検討委員会にてさらなる方向性を 見いだしてほしい。
- b 特別教育受講者の修了試験による履修の評価制度を検討したこと が、評価される。
- c 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化に関する検討は大い に評価できる。「優良伐木作業者(仮称)認定」等新規制度を期待す る。
- d 経験の度合いに従って段階的に技能を身に付けることが大切であ り、このような事業は大いに進めるべきである。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 伐木作業による災害が減少しない現状に対して災害の軽減や防止 のために、さらなる能力向上教育の充実を図られたい。
- b 偏心木を生じさせない植樹技術、育樹技術、地形の研究など基礎 的な研究、技術開発も必要ではないか。

(ウ)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

- a 災防規程の周知、労働災害再発防止の指導徹底するために、講習 会資料作成、ポイントカードの配付により実行した。規程等の徹底 のためには、切りがないがいろいろ工夫して実行すべきである。
- b 改正災防規程の周知と遵守のため、ア「No1 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業」、イ「林業作業「今日の作業ポイントカード」」、ウ「No2 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業」、エ「木材製造業「今日の作業ポイントカード」」の資料を作成し、集団指導会で活

用されていること、また、月刊情報誌「林材安全」に災防規程の逐条 解説記事を掲載していること等、評価できる。

との評価を受けた。

- (エ)「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組
 - a 労働災害防止月間における安全パトロール、ポスターの配付、講習会の開催数等いずれも29年度より格段の増加が見られた。
 - b 全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動期間中、安全パトロールの実施等精力的に取り組まれ、しかも30年度は29度 実績を大幅に上回っていることを評価したい。
 - c 災害防止規程を常に見直し、遵守を指導している。また、安全パトロールを多数の事業場で行っている。

との評価を受けた。

(オ) 労働災害情報の収集分析と提供

- a 労働災害の情報収集については、各支部とのネットワークにより 適切に行っている。情報提供についてもファックス、Eメール、月 刊情報誌「林材安全」にて行われ、評価できる。
- b 労働災害情報分析については、都道府県支部・専門調査員のネットワークを駆使して、リアルタイムで分析して広報したことが評価されている。
- c 死亡災害事例速報 (随時)、労働災害発生状況速報 (毎月) の発 行等、定期的に災害統計等の情報を提供することは事業者への注意 喚起等意義が大きい。もちろん、この分析に基づき、緊急警報発令 等の諸対策に結びついており、大事な仕事であると評価できる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 災害の情報の分析を早く、正確に行うことは必要であるが、傾向 の分析も行い、フィードバックすることが大切である。
- b 労働災害情報収集にあたっては困難さがあるが、災害防止協会と して独自に積極的に収集・分析・提供という活動が望まれる。

(カ) ホームページの運営

a 近年、HPは事業主の顔としての重要性が増しているので、そのことを踏まえたうえでコンテンツの更新、内容の分かりやすさ等をより良いものにしていくことが必要ではないか。HPのデザインもしばらく変更されていないようであるので、新しいものへの更新も検討されたらどうだろうか。

との意見・提言があった。

(キ) 全国林材業労働災害防止大会の開催

- a 54回大会(大津)を上回る参加者を得るなど55回大会(郡山)を成功させたことは大いに評価できる。参加者のアンケート結果でも概ね高い評価を受けており、事業目的は達成されている。
- b 全国林材業労働災害防止大会は、多くの方々に安全衛生の大切さ・ 確保をPRする絶好の機会であるので、今後も工夫しながら取り組 んでいただきたい。

との評価を受けた。

(ク) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

a 表彰事業も各支部の業務意欲の高揚に効果があると考えられ、引き続き実行すべきである。

との評価を受けた。

オ 組織体制、事業運営の整備強化(平成30年度事業計画及び事業実績Ⅱ-5)

- (ア) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
 - a 支部運営資金の承認交付、改正会計規程に基づく、本部・支部会計 の統一化に係る会計指導の実施等支部へのガバナンスに関する体制 が整えられつつある状況について評価できる。

との評価があった。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 各種委員会の報告書による業務改善方向に向かっていたにもかか わらず、支部の会計関係に不祥事が発性した。コンプライアンスに ついての意識教育は常に必要である。
- b 一部支部における不適正な会計事務処理が発覚したことは、一段 の取組強化が必要であることを示しており、今後とも指導を強化し てほしい。

(イ) 理事会・総代会等の開催

a 計画通りに進められている。議題内容を議論に努められ、運営向 上の推進につなげていただきたい。

との意見・提言があった。

(ウ) 支部長会議等の開催

- a 計画通りに進められている。本部と支部との議論・情報交換を通じてより良い事業運営につなげていただきたい。
- b 支部長会議、事務局長会議とも年1回開催されたが、支部組織の ガバナンスの面からこれだけでは足りないのではないか。

との意見・提言があった。

- (エ) 情報セキュリティ対策の推進
 - a 情報セキュリティの確保は今日の重要な課題であることから、その重要性を組織として周知されしっかりとした取組を推進されたい。 との評価を受けた。

〇 委員会開催の経緯

- (1) 第1回委員会(令和元年7月22日(月)開催) 平成30年度実施事業説明、令和元年度業績評価実施要領について
- (2) 第2回委員会(令和元年12月6日(金)開催) 個別事業評価及び総合評価の検討審議、業績評価の決定について

〇 委員名簿

今富 裕樹 (学校法人 東京農業大学教授)

片平 成行(静岡県林業技術者協会 会長)

川喜多 進(日本合板工業組合連合会 専務理事)

喜多山 繁 (国立大学法人 東京農工大学 名誉教授)

○小林 洋司(国立大学法人 東京大学 名誉教授)

只野 祐(公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 専務理事)

宮下 和久(公立大学法人和歌山県立医科大学学長)

・五十音順、〇印は委員長

(参 考)

平成30年度事業計画及び事業実績

I 補助事業】

画

盂

1 安全衛生管理活動事業(補助事業)

(1) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組(新規)

林業において、平成25~28年の間に発生した伐木作業による死亡災害は99 4発生しており、林業全体の死亡災害の7割程度を占めている。

さらに、50歳以上の中高年齢者の死亡災害は約7割を占めているとともに、 経験年数10年以下の新規就業者の死亡災害も約半数を占めていることから、 早急の対策が必要となっている。 こうした状況の下、伐木作業及び中高年齢者・新規就業者による災害の未 然防止のため、喫緊の課題として以下の取り組みを実施する。

ア 林野庁と連携した活動の展開(新規)

安全管理士等と林業普及指導員が連携し、特別活動(技術的な指導及び援助)として、現場安全パトロール、集団指導及び個別指導等を実施し、より効果的な現場指導を展開する。

イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究(新規)

伐木作業における中高年齢者及び新規就業者の過去の労働災害を分析す

20

分析結果を踏まえ、外部有識者からなる林業死亡災害防止対策検討委員 会を設置し、災害の特徴を踏まえた死亡災害防止対策を検討する。

検討結果を踏まえ、林業死亡災害防止対策を策定する。

[大部]

安全管理士等及び林業普及指導員と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開

- a 現場安全パトロール、集団指導、個別指導等
- b 災防規程の周知及び遵守の徹底を指導
- c リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言

* 整路日極

- ア 林野庁と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開
- (ア) 現場安全パトロール、集団指導、個別指導等 (24回)
- (イ) 災防規程の周知及び遵守の徹底を指導
- (ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助

1|111

イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関

1 安全衛生管理活動事業(補助事業)

繪

黑

粣

(1) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組(新規)

林業において、平成 25~28 年の間に発生した伐木作業による死亡災害は 99 件発生しており、林業 全体の死亡災害の7割程度を占めている。 さらに、50歳以上の中高年齢者の死亡災害は約7割を占めているとともに、経験年数10年以下の新規就業者の死亡災害も約半数を占めていることから、早急の対策が必要となっている。

- こうした状況の下、伐木作業及び中高年齢者・新規就業者による災害の未然防止のため、喫緊の課題として以下の取り組みを実施した。
- ア 林野庁と連携した特別活動の展開

安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動(技術的な指導及び援助)として、集団指導を実施し、より効果的な現場指導を展開した。

(ア)過去5年間で死亡労働災害が多く発生した24支部を選定し、活動内容について事前に調整するため「連絡調整会議」を開催し、安全管理士と林業普及指導員等による集団指導会を実施した。特別活動の実施状況については、次のとおり

伐木作業時における労働	伐木作業時における労働災害防止のための特別活動
特別活動実施支部	24支部
連絡調整会議	22支部 22回
参加行政機関数	67行政機関
行政機関の参加者数	104人
集団指導会	24支部 29回
来賓行政機関数	68行政機関
行政機関の来賓者数	769
受講者数	1,743名

(イ)「13 次災防計画」、「過去の災害を分析した結果と対策」、「労働災害に伴う事業者の4大責任」、「林業における労働安全衛生法違反容疑の送検事例」及び「林業における死傷者数の推移」等をまとめた「林業死亡労働災害撲滅のための集団指導会(参考資料)」を作成し、集団指導会における指導書として使用した。

- (ウ) 集団指導会において災防規程の周知及び死亡災害再発防止対策の徹底を指導した。
- (エ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導を実施した。
- イ 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究(新規) 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者の過去の労働災害を分析し、分析結果を踏まえ、外 部有識者からなる林業死亡災害防止対策検討委員会を設置し、災害の特徴を踏まえた死亡災害防止 対策を検討した。

事業業	(ア) 渦去の死亡災害事例から伐木作業、中高年齢者及び新規就業者の災害な
業 計 画	
₩	する調査研究

- (ア) 過去の死亡災害事例から伐木作業、中高年齢者及び新規就業者の災害
- (イ) 外部有識者による死亡災害防止対策検討委員会(4回)開催
- (ウ) 労働災害防止対策の策定
- (エ) 労働災害防止対策の周知・徹底

(2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

こ対し31.2(同)と同様に高い。労働災害の重さの程度を強度率で見ると4.30 全産業の2.91 (同) と比べ非常に高く、年千人率で見ても全産業の2.2 (同) 林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると 26.17 (平成 28年) (同) と全産業の 0.18 (同) と比べ非常に重い状態である。

ているが、度数率を見ると 6.10 (同) と製造業の 3.00 (同) と比べ高く、年 ることから、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上 また、木材製造業は、強度率は0.10 (同)と製造業の0.22 (同)を下回っ 千人率を見ても 11.0 (同) と製造業の 2.7 (同) と比べ非常に高い状態であ げを図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し企業・業界団体等 加えて、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管 に対して、労働災害防止に関する技術的な指導を行うとともに、企業・業界 理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。 団体等傘下の事業場に対する指導を行うことを目的とする。

- ア 企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援
- ・安全管理士等が企業・業界団体等に対する技術指導を実施
- イ 企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導 (年間)
- (ア) 安全管理士等による集団指導の実施
- (イ) 安全管理士等による現場安全パトロールの実施
- (ウ) 安全衛生教育支援
- (エ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助

4

- を分析した。 (イ) 検討委員会の設置と委員会を開催し
- 林業災害の専門的知見を有する外部有識者からなる検討委員会を設置するとともに、同委員会 **シ開催し、中高年齢者及び新規就業者に係る死亡災害防止に関する調査研究検討を行った**。

第1回 第2回 伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死 亡労働災害防止に関する調査研究検討委員会の開催

平成30年 7月 27日 平成30年10月 5日 平成31年2月 第3回

(ウ) 平成30年度の報告書の取りまとめ

「伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡労働災害防止に関する調査研究報 告書」をまとめた。また、「分析結果を踏まえた中高年齢者及び新規就業者の労働災害防止対策」 を取りまとめ、平成 31 年度の集団指導等で周知・指導を実施することとした。

(2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

ىر

比べ非常に高く、死傷年千人率で見ても全産業の2.2 (同) に対し31.2 (同) と同様に高い。労働災 ると 6.10 (同) と製造業の 3.00 (同) と比べ高く、死傷年千人率を見ても 11.0 (同) と製造業の 2.7 また、木材製造業は、強度率は 0.10 (同) と製造業の 0.22 (同) を下回っているが、度数率を見 (同)と比べ非常に高い状態であることから、安全管理士等を活用し、非会員を含めた業界全体に対 書の重さの程度を強度率で見ると 4.30(同)と全産業の 0.18(同)と比べ非常に重い状態である。 林業における労働災害の発生頻度を度数率で見ると 26.17 (平成 28 年) と全産業の 2.91 (同) する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。

加えて、林材業の事業場は小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていな いことから、小規模零細事業場へ集中指導を行い安全衛生水準の向上に向けた取組を行った。

企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援指導

平成 30 年度は、王子木材緑化株式会社と三井物産フォレスト株式会社に対して「林材業の企業・ 団体に対する安全衛生活動の技術支援事業を実施した。

企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導(年間)

王子木材緑化株式会社及び三井物産フォレスト株式会社に対する主な技術支援は次のとおり

実施項目	王子木材緑化株式会社	三井物産フォレスト株式会社
安全衛生教育を含めた集団指導	8 回 20 事業場	9 回 11 事業場
個別指導	4事業場	11 事業場
安全パトロール	7 事業場	13 事業場

安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール等による個別指導及

事 業 計 画	#	業	A貢	
חוף	び集団指導等の取組			
ウ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する安全パトロール、 # 日本地 まっぱっぱい エッサク # エルギック	実施項目	業務目標	実施都道府県	実施回
果団佰等及い個別佰等による女王衛生水準の周正(ア)集団指導の実施	個別指導	平	35 都道府県	<u>1</u> 282
よる個別指導	現場安全パトロール	77回 057	35 都道府県	302 恒
(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言	集団指導	150 回以上	44都道府県	348 E
エ 林材業労災防止専門調査員(以下「専門調査員」という。)による労働災	リスクアセスメントの定着に向けたフ	그 (기미 0일	国 滩 06	ις Γς

羧

П

回 п 55 国

20 都県

50 回以上

オローアップ

専門調査員による死亡労働災害発生状況の把握と分析、集団指導、個別指導、現場安全パトロー 林材業労災防止専門調査員(以下「専門調査員」という。)による労働災害防止活動支援事業 ル及びリスクアセスメントフォローアップについては、34回実施した。 Н

害防止活動支援事業

支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携 労働災害発生状況の把握と分析

安全管理士等を活用した業界全体の技術指導に係る協力

の上実施するものとする。

安全管理士等を活用した事業場の安全パトロール、集団指導等

・事業場に対する集団指導、個別指導について連携して実施する。

【業務目標】

ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援(2企 業・団体)

企業傘下の事業場に対する指導 (1企業・業界団体当たり10事業場以上)

集団指導 (150回以上) 4 個別指導(220回以上) Н 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロールの実 福 (520 回以上) +

リスクアセスメント定着のためのフォローアップ (50 回以上)

(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業

13 次災防計画の目標である死亡労働災害について 2017 年と比較して 2022 年までに15%以上減少を、休業4日以上の死傷災害については5%以上減少 を目標とする。 このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として実施してきた「林 材業死亡労働災害多発警報」の発令に当たり、安全管理士等による当該支部 安全管理士及び専門調査員の活用による、重篤 な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通した集中指導により、 との連携した取組み、また、

(3) 林村業における労働災害再発防止対策事業

13 次災防計画において死亡労働災害については、2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少 を、休業4日以上の死傷災害については5%以上減少を目標としている。

働災害の多発傾向を迅速に捉え、当該発生地区の支部に「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に 体となり、現場安全パトロール、緊急集団指導会の開催等効果的な労働災害防止のための活動を実施 このため、平成26年度から労働災害再発防止対策として実施している「林材業死亡労働災害多発 警報」の発令は、発生地域での重点的かつ集中的な労働災害防止対策が必要であることから、死亡労 基づく警報の発令を行い、本部(安全管理士、専門調査員)、支部(分会)及び関係行政機関等が一

事業寒	することにより、再発防止対策の徹底を図った。	ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施	(ア) 発令支部	• 林 業	北海道支部(2回)、秋田県支部、岩手県支部、福井県支部の4支部	·木材製造業	三重県支部、岐阜県支部の2支部		平成30年度の警報発令支部 木材製造業 2支部2回	(イ) 支部の取組	・支部長名により会員事業主に対して注意喚起をうながす通知をするとともに、死亡労働災害が	発生した事業場に対する指導を集中的に行った。	・労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業発注機関へ協力要請を行うとともに、報道機	関に対して報道を要請した。	・関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、	業場事業主による自主安全パトロールと一斉自主点検を実施した。	・関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警報	発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行った。	実施項目 実織		現場 27 / トロー// 31/ 事業場 31/ 事業	緊急集団指導会の開催 94 回	出版 3003		のぼり旗の設置 432 箇所	人 事僚分学編《中式SVAT)を「由指世装也へC在中的道
■ は 薬 ・ ■	一層実効性のある労働災害防止対策を実施することを目的とする。	ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施	(ア) 緊急集団指導の実施	(イ) 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等	による個別指導	(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助	ήπα	(エ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組	「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」 の活用等			イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導	(ア) 個別指導 (災発防止対策の検討)	(イ) 集団指導の実施(災防意識の向上)	(ウ) 現場安全パトロール (安全水準の向上)	(エ) 林業・木材製造業事業場に対する教育教材の提供	(オ) リスクアセスメント定着に向けたフォローアップのための助言・指導	[支部]	林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策につ	いて、関係行政機関及び本部と連携して実施する。	・安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導	及び個別指導を実施する。	【業務目標】	ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導 (12 事業場以上)	イ 集団指導 (24 回以上)	ウ 労働災実務生重業場への重整防止対策のための損場労会パトロール等に

安全管理士の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通した集中指

導を実施し、集団指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性の

11 事業場

₩

Ш

严

#

ある労働災害防止対策を指導した。

エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ (12回以上)

よる個別指導の実施 (24回以上)

集中指導事業場数

I 補助事業】

績	25 回	94 回	4 回	
₩		個別指導回数	ローアップ	
₩	ر	- ル等による個	アセスメントフォロ	
曲	集団指導回数	安全ペトロール等による	リスクアセス	
画				
丰				
**				
曲				

(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷年千人率、強度率に おいて、他の産業に比べ依然として高い状況が続いている。 このため、平成27年度から林業向けの実践的リスクアセスメント手法に関する集団指導会を開始し、また、平成28年度からは木材製造業向けの実践的リスクアセスメント手法に関する集団指導会を開始した。

各事業場において、この実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着 を図るため、引き続き、事業主、安全管理担当者及び労働者を対象に集団指 真会を実施する。 平成28年度の木材製造業における実践的リスクアセスメント導入に係る集団指導会は、製造ラインを止めることができないとの理由から、参加者数が少ない状況にあった。

平成29年度では、受講者数を50人から10人程度、講習時間を4時間から3時間、実施箇所を事業場の会議室等まで出向く出前(集団)指導会を導入したが、講習時間を3時間としていたため、就労後に実施する場合、帰宅が遅くなる等の理由で受講者数が少なかった。

そこで30年度は小規模の木材製造業の作業者にはリスクに対する感受性を高めるために必要な「リスクの洗い出し」の演習のみを受講することも可能とする出前(集団)指導会を実施することとした。

具体的には、リスクの感受性を高めるための1時間の講習を事業主、安全管理担当者及び作業者が受講し、その後、引き続き事業主及び安全管理担当者(希望する作業者を含む。)がリスクアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講するものである。

なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等について、指導・援助を

ア 集団指導会の開催

47 都道府県支部において、集団指導会を開催する。

(ア) 集団指導会受講対象者

(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

近年の林材業における労働災害の発生状況は、死傷年千人率、度数率、強度率において他の産業に比べ突出して高くなっている。

このため、平成27年度から林業、平成28年度から木材製造業のリスクアセスメントを実施してき

木材製造業のリスクアセスメントについては、製造ラインを止めることができないとの理由から、受講者数が目標を下回ったため、平成 29 年度から、受講者数を 50 人から 10 人程度、講習時間を 4 時間から 3 時間、実施箇所を事業場の会議室等まで出向く出前(集団)指導会を導入した。

しかし、講習時間を3時間としていたため、就労後に実施する場合、帰宅が遅くなる等の理由で受講者数が少なかった。

そこで 30 年度は小規模の木材製造業の作業者にはリスクに対する感受性を高めるために必要な「リスクの洗い出し」の演習のみを受講することも可能とする出前 (集団) 指導会を実施することと

具体的には、リスクの感受性を高めるための1時間の講習を事業主、安全管理担当者及び作業者が受講し、その後、引き続き事業主及び安全管理担当者(希望する作業者を含む。)がリスクアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講するように変更して実施した。

ア集団指導会の開催

全国 47 都道府県支部において木材製造業及び林業の集団指導会を開催し、林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者に対しリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。

出前(集団)指導会の開催

木材製造業については、受講を希望する事業場に出向いて行う出前(集団)指導会を実施した。 また、カリキュラムを1時間又は2時間程度に短縮して演習を実施した。

受講者数	446 A	527 人
実施回数	旦 22	国 68
実施支部数	23 支部	22 支部
集团指導会	実践的リスクアセスメント (木材製造業版) 導 入のための集団指導会	出前集団指導(木材製造業版)

画 本 業	事業業		
林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者	1		
(イ) 集団指導会のカリキュラム等		74 回	2,271人
カリキュラムは、1日間(4時間程度)として、以下の内容を軸に実施			
する。			
a 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント手法の定着			
b 災防規程の周知			
イ 出前(集団) 指導会の開催			
47都道府県支部において、出前(集団)指導会を開催する。			
(ア) 出前(集団)指導会受講対象者			
木材製造業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者			
(イ) 出前(集団)指導会のカリキュラム等			
カリキュラムは、事業主・安全管理担当者1日間(2時間程度)とし、			
労働者(1時間程度、ただし、希望者は2時間)として、以下の内容を軸			
に実施する。			
a 事業主及び安全管理担当者はリスク感受性を高める演習とリスクア			
セスメント手法の定着			
b 労働者はリスクアセスメントのリスク感受性を高める演習			
[支部]			
集団指導会及び出前(集団)指導会について、47都道府県支部において、			
会員等に対し勧奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。			
ア 田席者数について			
集団指導会は1回20名以上を目標とし、出前(集団)指導会を実施する			
場合は1回10名以上とする。			
イ 受講対象者について			
a 集団指導会			
林業及び木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者			
b 出前 (集団) 指導会			
木材製造業の事業主、安全管理担当者及び労働者			
ウ実施方法			
集団指導会実施要領に基づき実施する。			
【業務目標】			
ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の			
実施(受講者数 500名以上)			
イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための出前(集団)			

I 補助事業】

	八上、受講者数 1,000 名以上)	林業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施	
業	(出前回数1支部4箇所以	リスクアセスメントを導	0名以上)
冊	指導会の実施	ウ 林業の実践的	(

緍

胀

洲

栅

2 労働災害防止特別活動推進事業(補助事業)

(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業

チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握し、特殊健診未受診者 に対して受診勧奨を行う。

- (ア) チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理
- (イ) チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握
- (ウ) (ア)及び(イ)の調査結果に基づき、特殊健診未受診労働者を把握した場合におけるチェーンソー取扱事業場及び労働者への受診勧奨・指導
 - イ 林業巡回特殊健康診断事業

支部と連携の上、チェーンソーを取り扱う労働者を対象として、林業巡回特殊健康診断実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を行う。

労働基準行政機関との連携による周知・勧奨

労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診断について周知を行い、受診勧奨等を進めるよう支部を指導する。

- ア 林業チェーンソー取扱労働者の振動障害特殊健診に関し、チェーンソー 取扱事業場及びその労働者を個々に把握するとともに、各支部職員、支部 長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧奨指導員及び林業チェーンソー取扱労働者調査員により、未受診労働者を雇用する事業場及び 未受診労働者に対し、電話照会、文書照会及び訪問調査等で受診指導、勧 奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。
 - イ 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告するとともに、公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をはじめとするチェーンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健診を実施する。

また、健診結果に基づく適正な健康管理並びに振動障害の防止について、 事業主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険 制度の周知を図る。 ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び 未受診事業場への受診勧奨を進める。

2 労働災害防止特別活動推進事業(補助事業)

(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

ア 林業チェーンソー取扱労働者健康促進事業の実施

① 未受診労働者のより一層の受診向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりデータベースに登録されている事業場における雇用労働者の継続的な変動調査を含む健診状況の把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチェーンソー取扱事業場・労働者の把握を行った。

当該調査結果に基づき平成29年度末未受診労働者を雇用する事業場に対して受診勧奨を行うとともに、3年以上未受診労働者に対し、個別に受診勧奨文「振動特殊健康診断受診のすすめについて」に基づき、受診勧奨を行った。併せて、1年以上未受診者が在籍している事業場への受診勧奨を行った。

また、平均的な林業事業場よりチェーンソー取扱労働者数が多い森林組合の受診向上を図るため、受診率の低調な森林組合に対し受診勧奨の強化も図った。

	町無事 000 0
休来ブェーンソー収扱位跡事業帰叙(半成30年度末)	3,209争来%
林業チェーンソー取扱登録労働者数(平成30年度末)	28,466人
特殊健診受診勧奨事業場数(平成30年度全員が受診した事業場数)	823事業場
特殊健診受診勧奨事業場数(平成30年度1年間未受診者のいた事業場	2,386事業場
数)	
特殊健診受診勧奨労働者数 (3年以上未受診)	2,643人

(注)事業場数には、年度途中の廃止事業場を含む。労働者数には、年度途中の離職者を含む数であ

K

② 長期未受診事業場の受診率向上を図るため、未受診率10%以上の24支部では、指導員及び調3 員等を活用し受診勧奨の強化を図った。

3年間未受診者のいる事業場数及び未受診労働者の推移(減少傾向)

1					
2,643人	2,770人	2,968人	3,116人	3,285人	3年間以上未受診者数
902事業場	927事業場	974事業場	963事業場	868事業船	事業場数
平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	

★平成30年度の3年以上未受診者数は2,643人であり、平成26年度と比較すると▲642人、平成29年度との比較でも▲127人

I 補助事業】

重		**	胀	給		
【業務目標】	③ 労働基準行政との連携	隽				
ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業	厚生労働省幹部との意見交換会において、チェーンソー取扱労働者を使用する事業者に対する	第見交換会に お	いて、チェーン	/ソー取扱労働	者を使用する事	業者に対する
(ア) チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理	巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼した結果、「平成30年度地方労働行政運	コと受診勧奨に	:ついて協力を1	依頼した結果、	「平成30年度地	方労働行政運
(イ) チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握	営方針」において、林業等における振動障害の防止が都道府県労働局の取組推進事項として取り	等における振	動障害の防止が	` 都道府県労働	局の取組推進事	項として取り
(ウ)事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導(約3,300事業場)	上げられた。					
(エ) チェーンソー取扱労働者に対する特殊健診受診の勧奨・指導	イ 林業巡回特殊健康診断事業の実施	事業の実施				
イ 林業巡回特殊健康診断事業	① 林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編制して巡回健診を行うこ	写の予防を図る	ため、健診班を	- 編制して巡回	健診を行うこと	とによって受診
(ア) 健診助成対象者数 19,000人	機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。	さし、特殊健康	診断を実施した	Ť,		
(イ) 1年間特殊健診未実施者のいる事業場の未受診率が50%以内及び3年	また、健診促進事業に登録されている事業場	こ登録されてい	る事業場 (約3	(約3,300事業場) に対しては、	に対しては、特	特殊健康診断の
間特殊健診未受診労働者の未受診率が10%以内を目標とする。	受診勧奨文を送付し当該事業の周知を図った。	亥事業の周知を	図った。			
	特殊健診受診者数				t t	
	(振動障害特殊健診実施状況調査による)	犬況調査による			19,711人	
	上記のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数	建康診断事業以	よる受診者数		t L C	
	(厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	成对象受診者數	(2)		17,357人	 <
	★特殊健診受診者数は平成29年度の19,344人より367人増加	F成29年度の1 9	,344人より367	7人增加]
	★林業巡回特殊健康診断受診者数は平成29年度の17,425人より▲68人	所受診者数は平	:成29年度の17,	425人より▲68	3×	
	② 都道府県支部における林業巡回特殊健康診断の実施予定を協会ホームページ、情報誌「林材安	5林業巡回特別	健康診断の実力	施予定を協会す	ハートページ、一	報誌 林材安
	$\langle H \rangle$	今の周知を図ら	た。			
	③ 林業巡回特殊健康診断受診者数・受診率の推移	所受診者数·受	:診率の推移			
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
	台帳登録労働者数	29,743人	29,545人	29,402人	28,904人	28,466人
	巡回特殊健診受診者数 (助成対象者)	17,428人	17,669人	17,921人	17,425人	17,357人
	母影格	58.5%	59.8%	61.0%	60.3%	61.0%
	※ 平成30年度巡回特殊健診の件数減(昨年度比▲68人)は、徳島県支部における件数減(昨年度	書診の件数減 (昨年度比▲68/	人) は、徳島県	支部における作	数減 (昨年度
	比▲165人)の影響が大きく、これは県の補助金と林災防の補助金を併せて特殊健診の助成を行	きく、これは	県の補助金と材	k災防の補助金	を併せて特殊傾	診の助成を行
	っていたが、支部監査に	こおいて二重補	助との指摘を受	受け、結果巡回	支部監査において二重補助との指摘を受け、結果巡回特殊健診よりも助成率が大き	助成率が大き
	い県の補助のみに切り替えた事によるもの。	春えた事による	もの。			
	ただし、受診率は61%と昨年度比0.7ポイント増となっている。	5と昨年度比0.	7ポイント増と	なっている。		
	また、振動障害特殊健診実施状況調査による特殊健診受診者数は、19,711人と昨年度比367人	皀診実施状況講	査による特殊(建診受診者数に	t, 19,711人とE	作年度比367人
	増となっている。					
	ウ 事業の実績					
	アー①に記載の3年以上未受診者及び1年間未受診労働者を雇用する事業場への受診勧奨、②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 未受診者及び	111	労働者を雇用する。	- 2事業場への	き診勧奨、アー
	②に記載の長期不受診事業場への受診勧奨、	長場への受診観		ご載の万側母準	/-(3に記載の)労働基準行政との連携など受診率の同	ど外影楽の同

[| 補助事業]

	おりである。 319 替えが進んだ	こ比べ、92事業場った。	7.1人減少して未受た。	達成状況	未達成	未達成	未達成
績	等の実績は以下のと おいて県助成へのst	バでは、平成29年度1標値は未達成であ	については、平成29年度に比べ127人7月 目標値には0.3ポイント達しなかった。	実績	17, 357人 (91. 4%)	1,741事業場 (55.8%)	2,643人 (10.3%)
₩	象者及び未受診者等 っては、一部支部に	率50%以内」につい 投華したものの、目	バリについては、5 の、目標値には0.3%	目標値	19,000人	1,559事業場 (50%)	2,556人 (10%)
**	上を進めた結果、事業目標に掲げた健診対象者及び未受診者等の実績は以下のとおりである。 「健診補助対象者数 (19,000人)」については、一部支部において県助成への切り替えが進んだことも影響し、目標値は未達成であった。	[1年間未受診者のいる事業場の未受診率20%以内」については、平成29年度に比べ、92事業場減少して未受診率は25.8%と3.4ポイント改善したものの、目標値は未達成であった。	「3年間未受診労働者の未受診率10%以内」については、平成29年度に比べ127人減少して未受診率は10.3%と0.5ポイント改善したものの、目標値には0.3ポイント達しなかった。	30年度事業目標	① 健診助成対象者数19,000人	②1年間未受診者のいる事業場の 未受診率50%以内 (台帳登録事業場数 3,118)	③3年間未受診労働者の 未受診率10%以内 (台帳登録労働者数 25,562人)
画							
売							
無							
Inili.							

【評価委員の意見等】

(伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組 (新規))

- ○林野庁と連携した特別活動、安全管理士と林業改良普及員(林業普及指導員)との連携した取組も、参加者も多く、評価できる。今後も継続して欲しい。死亡災害に関する調査、研究は重要であり、
- ○伐木作業における中高年齢者及び新規就業者に係る死亡労働災害防止に関して、調査研究を実施するとともに特別活動として連絡調整会議、集団指導会を鋭意実施した。
- ○中高年労働者、新規就業者の労働災害の特徴を踏まえた災害防止対策をまとめ、周知を図る等、問題を絞ったアプローチは評価できる。
- ○中高年齢者の林業への就業は今後も増加すると思われることから、このような調査は深く考える必要がある。
 - ○比較的災害の発生しやすい中高年齢者と新規就業者に重点をおいて調査研究を進めるのは重要である。
- ○新規の事業としての立ち上げ、実施にあたっての努力がなされて当初の目的達成のために進められていることは評価したい。また、本課題は現状の林業界が抱える重要な課題であることから、その 今後も災害防止の対策、取組を推進していただきたい。
-)集団指導会を積極的に開催するとともに、外部有職者からなる検討会で労働災害防止対策を取りまとめた。

(業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業)

- ○業界全体の安全衛生活動の底上げに関して、技術支援・傘下事業場に対する指導・安全管理士による安全パトロール、事例別集団指導の目標を上回る活動を実施した。
- ○林業、木材業界の形態が変化してきているので、業界として考える必要がある。
-)目標を上回る活動を実施されたことは評価したい。なお、林業・木材製造業の業界をみると小規模の事業体が多いことから、これらの事業体に対する取組を重視しつつ、また指導内容の質の向上に も取り組まれ、活動されることを期待する。
- ○企業に対する安全活動技術支援を行うとともに、個別指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップ等目標を上回り開催した。
- ○林業、木材製造業の労働災害の発生頻度は、全産業に比して高く、安全管理士の技術指導が主であるが、その成果が見えない。
- ○安全管理土等による現場安全パトロール等による個別指導、集団指導実施回数は目標を大きく上回り、評価できる。
- ○比較的大企業といえる2企業を対象としているが、小企業こそが活動底上げが必要なのではないか。

(林材業における労働災害再発防止対策事業)

- ○緊急集団指導により重大な労働災害が発生した現場への指導など成果を上げている。
- ○重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導、集団指導、個別指導の目標を上回って実施した。
 - ○着実な事業展開といえる。
- ○林材業死亡労働災害多発警報を効果的に発令した。また、集中指導を積極的に実施した。
- ○林材業、特に林業においては他の産業と比べて一定の労働力に対する死亡災害の比率が高い状況が続いている。重篤な災害を防止していくためには安全対策、継続的な安全活動の推進が必要である ことは言うまでもないが、減少に向かうような効果的対策を業界として強く検討していくことが重要である。
- ○林業における平成 29 年死亡者数 40 名、30 年 31 名と大きく減少しているものの、木材・木製品製造業では平成 29 年死亡者数 6名、30 年 11 名と増加している。木材・木製品製造業の安全水準を上 げるため、29年度から新たに出前集団指導にも取り組んでいるが、事業場の消極的姿勢が垣間見られる。令和元年の死亡者は平成29年をすでに上回っている。このような時こそ木材・木製品製造 業の危機意識を高めるべきではないか。
- ○様々な面から労働災害防止活動に取り組む必要がある。

[] 補助事業]

【評価委員の意見等】

(実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業)

- ○林業・木材製造業とも、リスクアセスメントの巡回指導を長くやっている。地味な活動であるが重要である。
- ○集中指導などよく活動している。
- ○本安全衛生教育訓練に参加する事業体の規模等を勘案しながら、進められていることは評価したい。その一方、訓練の時間短縮による内容把握・理解不足とならないよう、研究教材内容、指導方法 に工夫を加えながら活動の推進に取り組まれたい
- ○林業の実践的リスクアセスメントの集団指導会は目標とした受講者数を上回ったが、木材製造業は下回った。更なる努力が求められる。
- ○リスクアセスメントは作業場所が変化する林業より、作業場所が固定している木材・木製品製造業のほうが受け入れやすいはずだが、木材・木製品製造業のほうが集団指導会の参加状況が低調であ る。強度率、度数率から林業に重点を置くことは理解できるが、木材・木製品製造業(事業場数2万弱、労働者数 20 万人弱)、林業(事業場数 1.4 万、労働者数 6.4 万人弱)という構成を考えると 木材・木製品製造業のリスクアセスメントへの取組の低調さが際立つ。木材・木製品製造業の危機意識を高めるべきではないか。
- ○ヒヤリハット、KY、リスクアセスメントをセットで考えるべきか。

(振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業)

- ○本事業は、長年にわたり実施され、定着している。30年度については新たにデータベースをチェーンソー取扱労働者の把握に用いたなど工夫が見られ、成果がでるものと思う。
- ○振動障害予防健診の周知徹底、受診勧奨の強化が着実になされている。
- ○専門医が少なくなることは良いことか。
- ○目標値を定め、それに沿って事業が実施され、結果としても目標に近い達成となっている。継続的な活動として今後も取り組まれたい。
- ○チェーンソーの改良等の成果として、林業における振動障害新規労災認定者数は長期的には減少傾向にあり、直近でも、平成25年53人、26年44人、27年41人、28年35人、29年35人と減少傾向が続い ている。しかし、特殊健診の実施、その結果に基づく作業時間制限、作業転換等の対策の徹底が必要であり、未受診者の一掃をさらに進めていく必要がある。
 - ○3年以上未受診者のいる事業場及び未受診者数の推移は年々改善しているが、事業場数において3割、労働者数において1割弱いる。未受診労働者に対する個別受診勧奨、事業者への受診勧奨を行 う等の努力をしているが、事業者に対して、受診・未受診結果報告、未受診となった理由の報告を求める等さらに略み込んだ対策はどうだろうか。

自主事業】

	ı —																												
			報を提供するとと	受講者の利便性の向上と受講機会			受講者数	3	1, 246		541	163		623	23		220		1,679	1, 472	0	809	1, 292	717	11, 410	150	66		41
肴			関して必要な情報	受講者の利便性の			実施支部数	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	35		6	4	c	9		'	4		31	32	0	97.	29	7	4:0	1	ſΟ		2
事 	3 安全衛生教育支援事業(自主事業)	(1)安全衛生教育等の実施と資格取得の促進	労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供する	もに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、	の拡大を図った。	ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績	K		a 木材加工用機械作業主任者		b は小作業王仕者		1	能 d /オークリント連転 (It以上) 業	開 e 車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削 習	用)運転	f 玉掛け (1 t 以上)		a 伐木等機械の運転の業務	b 走行集材機械の運転の業務		イ c 機械果材装直の連転の業務)	安 d 簡易架線集材装置等の運転の業務		e ストキッチの	特 f チェーンソー取扱業務 (安衛則第 36 条第 8 号の 2) 別	教		h ロープ高所作業従事者特別教育
画	3 安全衛生教育支援事業(自主事業)	(1)安全衛生教育等の実施と資格取得の促進	労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な	情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームペー	ジに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。	また、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(平		において示された伐木等の業務従事者安全衛生教育(能力向上教育)を当該	対象者に対し、5年ごとに実施する。	(注)能力向上教育とは、「安全衛生教育に関する指針(平成元年5月22日	付け安全衛生教育指針公示第1号)の別表 14 で定めるチェーンソーを	用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育をいう。	[支部]	ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識	の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。	さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への	積極的な受講勧奨を行う。	(ア) 技能講習	(イ) 安全衛生特別教育	(ウ) ガイドラインで示された安全衛生教育に関する指針に基づく能力向上	教育の徹底	(工) 林業架線作業主任者免許取得講習	(オ) 労働基準局長通達に基づく教育	イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、	適正手続きの徹底を図り、内部監査体制の整備充実に努める。	ウ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対	策事業等への実施協力	地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発等	に係る事業について、地域の実情に応じ実施協力を行う。

73

フルハーネス型安全帯使用作業の業務

・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂死傷災害対

策等関係教育など

(ウ)職長等の教育(安衛則第40条)

0

[Ⅱ 自主事業]

												4º								
	54	42	46	1, 449	463	13, 225	38	158	11	203	64	グ育等を実施し	受講者数 (人)	141	666	2, 505	1, 167	5, 177	5, 107	98
績	1	1	2	22	14	46	2	rc	1	7	4	よる安全衛生巻	実施支部数	2	16	14	10	21	19	9
₩		(安衛令第 20 条第 11 号) 上)	南生教育	ンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生						事者安全教育		等の実績 事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。			導を含む)					
**	能力向上教育	云業務 (1 t 以	機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育	引いて行う伐木等	造林作業の指揮者等安全衛生教育	者安全衛生教育	林業用単軌条運搬機安全衛生教育	ント実務研修	林業架線作業主任者免許取得講習	荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育		功事業・受託事業 団体等からの補助	*	の実施	(指導班による巡回指導を			実施		準備講習
##	林業架線作業主任者能力向上教育	a フォークリフト運車 従事者安全衛生教育	b 機械集材装置運	c チェーンソーをF 教育	a 造林作業の指揮	b 刈払機取扱作業者安全衛生教育	c 林業用単軌条運	d リスクアセスメント実務研修	e 林業架線作業主	f 荷役運搬機械等		地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績 支部において、地方公共団体等からの補助事業、受	M	安全衛生指導員養成研修の実施	安全巡回指導の実施(指	林業就業支援事業関係	緑の雇用関係	振動障害予防等の対策の実施	蜂刺傷災害対策支援事業	林業架線作業主任者受験準備講習
	(エ) 能力向上教育		4) 存			(+	?)煙	宣達教	KIE		その他	が対対		a	b	c株	q 緣	e 擬	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	g 株業
	事門講習機関として、労働安 そ全衛生教育の資格取得の周	5	Eな美施を図るため、計画的 																	
盂	生教育の高度な ³ 、特別教育等の5	生教育(能力向	寺別教育等の適1																	
事業	(業務目標) ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門講習機関として 全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格]	知啓発等に努める。 伐木等の業務従事者安全衛生教育(能力向上教育)の充実	文部で実施する技能講督、特別教育等の適比な実施を図るためた内部監査・指導を行う。																	

辮
卌
Ti
#
Ш
=

車	***	約	
	h 技能講習関係	12	689
	1 その色	31	4, 466
	ウ 適正な労働安全衛生教育講習のための内部監査及び臨時監査等による指導の実施 支部が実施している技能講習について業務内容を把握するとともに、登録教習機関として労働安全	監査等による指導の9 るとともに、登録教習	尾施 機関として労働安⊴
	衛生法等関係法令に基づいた適切な実施に関する内部監査を青森県支部、宮城県支部、福岡県支部及 び鹿児島県支部に対して実施した。	を青森県支部、宮城県	₹支部、福岡県支部Љ -
	監査の種類	実施支部数	
	登録教習機関業務に関する内部監査	4 支部	
(2)図書・安全衛生用具等の普及	(2)図書・安全衛生用具等の普及		
ア 図書教材等の作成頒布	ア 図書教材等の作成、頒布		
(ア) 新刊の発行	国内での人手不足の波及から、林野庁が進める「緑の雇用」事業における新規就業者減が大きな影	fl」事業における新規	脱業者減が大きな鳥
a 「新刊 安全な車両系木材伐出機械の運転操作 (仮称)」	響となって対前年比の販売額が約 600 万円減となったほか、支部講習の受講者数減から支部取扱い販	、支部講習の受講者数	ばから支部取扱い
b [改訂版 かかり木処理作業の安全]	売額においても約1千万円減となった。このような状況の中、伐木業務に係る特別教育の省令改正が	中、伐木業務に係る特	別数育の省令改正な
c「改訂版 林業現場責任者の基礎知識」	発出されたことに伴い、経過措置等に係る新たなテキスト(事前講習用)の作成準備作業などが加わ	(事前講習用)の作成	準備作業などが加 れ
(イ) 現行テキストの増刷	っており、次年度には収入額増に繋がる状況となっている。		
(ウ) DVD教材の作成頒布	「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載するな	Fるとともに、ホーム	、ページに掲載するな
イ 安全衛生用具等の普及促進	ど積極的なPRに努め、会員、一般への販売促進並びに労働安全衛生意識の向上を図った。	勤安全衛生意識の向_	Lを図った。
[支部]	なお、平成30年度安全・衛生標語(個別事業名3(4)参照)を使用したポスターを作製・頒布して安)を使用したポスター	-を作製・頒布して9
ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員はじめ林材業に携わる	全衛生意識の高揚・定着を図った。		
事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。	(詳細は別紙記載)		
イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用の	イ DVD、安全衛生用品、保護具等の普及促進		
重要性を講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。	DVD映像による保護具着用の重要性とあわせ、販売している安全衛生用品・保護具等については、	いる安全衛生用品・	呆護具等については
	災防規程の変更において防護衣の着用義務付けもあり、その強調を含め、当協会がメーカーと共同開	り強調を含め、当協会	がメーカーと共同関
	発した製品及びメーカー独自開発製品等について労働災害防止の上で最も有効なPR方法として、全	坊止の上で最も有効が	PR方法として、≤
	国林材業労働災害防止大会での製品展示やホームページへの掲載など積極的なPR・販売に努め、	ク掲載など積極的な I	PR・販売に努め、労
	働安全衛生意識の向上を図った。		
	(別)		
	平成30年度新たに作成または改訂したもの		
	種種類類		数量
	① 教材、DVD関係(作成)		
	改訂版 林業現場責任者の基礎知識		500 帝

【業庫
中 Ⅱ

																							i				_				
		8,500 枚	7,000 枚		数量		19,000 部	33,000 幹	2,000 部	3,000 幹	1,000 幹	1,500 部	1,500 幹	1,500 部	2,000 部	200 報	1,500 許	700 岩	1,000 部	1,000 部				200 個	200 枚	3,000 部		每月 2,500 部			
績																															
胀				したもの	類															作業											
₩				改訂または増刷したもの			安全ナビ	ポイント	ガイド	TI									な刈払機作業	具による造林						()				文 孝	Ź
-1011 -		1	1		種		チェーンソー作業の安全ナビ	安全な刈払機作業のポイント	ンソー作業者の安全ガイド	幾械安全マニュ	è 必携	Eしい目立て	養の安全	とな造林作業	心理作業	E 実務 必携	作業の安全	壬者テキスト	ノリーズ④安全	ノリーズ⑤手工				>	六板	(2018年→2019年)		月~31.3月)		スター 1,395 枚スター 5,875 株	
	その他	労働安全ポスター	労働衛生ポスター	平成 30 年度以前作成のもので、		教材等	改訂初版 チェー	改訂初版 安全机	上級チェーンソー	車両系木材伐出機械安全マニュアル	集材機運転者安全必携	ソーチェーンの正しい目立て	かかり木処理作業の安全	手工具による安全な造林作業	被害木の安全な処理作業	造材作業安全衛生実務必携	木材加工用機械作業の安全	林業架線作業主任者テキスト	安全作業の基本シリーズ④安全な刈払機作業	安全作業の基本シリーズ⑤手工具による造林作業	DVD	なし)他	着胸用ゼロ災ワッペン	機械集材装置表示板	商品カタログ (2		林材安全 (30.4月~31.3月)	※ポスターの販売実績※番サイン	お側女王小ヘター労働衛生ポッター	が上田屋の
	(2)	张	张	平成		Θ	及	各	-4	 	#	~	Ŕ	#	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	判	 K	*	 班	故	(S)	z2	その他	果	機	與		*	<u>~</u>		_
阃																															
祌																															

-1101																															

【業庫 中 Ⅱ

事業計画	事業実無
(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行	(3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
ア 労働災害防止意識の高揚を図るため、継続して制作・発刊する。	ア 月刊情報誌「林材安全」については、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性
イ 林材業に係る関係機関等に積極的な新規購読の勧奨を行う。	に即して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、災害統計、調査分析、行政の動き等を分か
[支部]	りやすく、迅速かつ確実に伝えるよう、毎月編集会議を開催し内容の充実に努めた。
ア 支部の安全衛生活動等の情報・資料の提供を行うとともに、各種講習会、	特に、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の報告書に係る、今後の省令改正
現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。	への動きなどを含め、「第13次労働災害防止計画」と「林材業労災防止計画」の概要を掲載し、その
イ 関係行政機関、団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。	具体的な取組み事項について周知を図った。
[業務目標]	また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、「林材業死亡労働災害の分析結果と
ア 月刊発行部数 2,500部	再発防止対策」をとりまとめ、林材安全に掲載して類似災害防止に向けた取組を実施するよう周知を
イ 有料購読部数 2,000部	図った。
	[特集記事抜粋] (別掲)
	イ 広報活動として、当該月号の掲載内容をホームページ上で継続紹介を行うとともに、安全管理士等
	における労働安全衛生現地ペトロールでの紹介、全国林材業労働災害防止大会で配布するなど、活動
	手段の拡大を行っている。また、購読者の拡大のため平成 26~平成 29 年度に実施したパトロールで
	の未購読事業所等 276 か所に新規購読のご案内を送付した。
	ウ 全国林材業労働災害防止大会時及び 12 月号で綴込みアンケートを実施した結果、労働災害防止活
	動に役立っているとの回答が 97.5%あった。また、意見要望等を記事に反映させた。
	発行部数 延べ31,000 部発行 (2,500 部/月 全国大会 1,000 部増刷)
	(別掲)
	●特集記事
	30年4月号 ①第13次労働災害防止計画及び林材業労働災害防止計画の概要
	②「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の報告書(概要)
	③豪雪による被害木処理に当たって
	5月号 ①全国安全週間の取組
	②企業事例 ((株)シガウッド)
	③「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の報告書(詳細)
	6月号 ①平成29年における死亡労働災害分析結果について
	②企業事例(吾妻森林組合)
	7月号 ①本部の活動「第57回通常総代会を開催」
	②平成30年度全国安全週間と林材業労働災害防止月間の取組み
	8月号 ①夏場の安全衛生のポイント
	②職場での健康診断実施のポイント
	9月号 ①平成30年度全国労働衛生週間実施要綱
	②新たな振動障害予防対策の着実な定着に向けて

[自主事業]

自主事業】

績	
迷	
**	参昌令の開催
 	(5)安全衛牛教音テキスト等作成き
画	
祌	参昌令の開催
**	人等作成
₩	(5) 安全衛牛教育テキス

労働災害防止に係る最新の知見を踏まえたテキストを作成し、未然防止を

以下のテキスト等について検討を行う。

ア「新刊 安全な車両系木材伐出機械の運転操作(仮称)」

イ「改訂版 かかり木処理作業の安全」

林業現場責任者の基礎知識 ウ「改訂版

労働安全衛生教育テキストに関連する情報や外部からの指導等があった 場合には、速やかに本部に報告する。

(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

林材業における労働安全衛生教育の高度専門講習機関として、その一定以 上の教育レベルを維持するための講師養成を行う

支部講師の積極的な参加について勧奨する。

平成30年7月12日(木)~13日(金) ア 開催月日

【業務目標】

60名程度(開催場所:東京都港区) 募集人員

安全衛生対策支援事業(自主事業)

(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実

林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向

- ア 平成 30 年 11 月 16 日に第 16 回委員会を開催し、前回の委員会に引き続き、車両系木材伐出機械の 特別教育が義務化されてから翌年12月で5年経過となることに対応する、新たな能力向上教育用テ キストの編纂案のほか、「かかり木処理作業の安全」に関するテキストの見直し等を審議した。平成 30 年度末に予定されていたかかり木処理に係る省令改正の動向を見極めながら、以降の委員会で引 き続きの編纂作業に入ること等、その後のスケジュールを確認した。
- イ 平成31年1月29日に第17回委員会を開催し、車両系木材伐出機械の運転業務に係る能力向上用 テキストの最終構成案についての了承(一部修正)を得て、翌年度、拡充する内容、災害事例の充実 などを引き続き検討することを決定した。また「かかり木処理作業の安全」については、省令改正に 係る新たなガイドラインが発出されていない関係から、その内容を見極めたうえで審議することを確

省令改正に係るガイドラインの発出が翌年度となる見込みから、次回の委員会開催は4月以降とす ることを申し合わせた。

(6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

ア 安全衛生教育等に係る講師養成研修を、7月12日から7月13日までの2日間で開催した。この研 修の開催に当たっては受講希望者を公募するとともに、各支部からの研修参加者を募集し、支部から は48名の応募(後に1名取消し)、公募では15名の参加を得て、事業の目的を達することができ イ 実施カリキュラムに、特に要望の多かった振動障害に関する講義を加え、今後の林業作業形態から の災害防止を目的とした、架線系作業に係る講義の要点等を加えて実施した。 ウ 研修会後において、本研修のアンケートを実施した結果、殆どの受講者から有意義であったとの回

「アンケート結果抜粋 (%は普通~満足まで)

研修全般について	今回の講師養成研修は、いかがだったでしょうか?	%86
11	講師の説明が理解できたでしょうか?	%86
11	安全衛生教育に当たり、研修が役立つとお思いでしょうか?	100%
各講義について	関係法令、話し方、伐木・走行集材・架線・機械の力学 等	$8 \sim 100\%$
今後の研修希望	安全衛生特別教育 17 名、能力向上教育 12 名、他の研修 52 名	I

4 安全衛生対策支援事業(自主事業)

(1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施

林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示す林材業労働災 害防止計画(5ヵ年計画)を策定し、2022年までに死亡労働災害を、2017年と比較して15%以上減少

I 自主事業】

事業計画	事業実無
と対策を示す 13 次災防計画を策定し、死亡労働災害の目標値の達成を目指	させること、休業 4 日以上の死傷労働災害を、2017 年と比較して 5%以上減少させることを目標とし
-ta	**************************************
[支部]	この目標値を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施
ア 13 次災防計画で掲げた目標達成に向けて、会員事業場に対し、業務目標	することを目的として、「平成30年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(以下「実施要領」
に掲げた取組対策等の徹底を図る。	という。)を策定した。
イ 支部長が率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極	また、実施要領の「重点とする取組」として、次の取組を実施した。
的に実施し、13次災防計画の目標の達成を図る。	ア 林材業労働災害防止計画(5ヵ年計画)の策定
【数値目標】	国が策定した「第13次労働災害防止計画」を基本とし、5年間に協会が取り組むべき方向と対策を
2022 年までに	示した「林材業労働災害防止計画」を策定し、冊子に掲載し、林業及び木材製造業の会員事業場に配
ア 死亡災害を、2017年と比較して15%以上減少させること。	布した。
イ 休業4日以上の死傷災害を、2017年と比較して5%以上減少させること。	イ 平成 30 年度林材業安全衛生に関わる取組の実施要領の策定
【業務目標】	林材業労働災害防止計画 (5ヵ年計画)を踏まえて、平成30年度に協会本部、協会支部及び会員事
安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関	業場が取組む事項を整理して、平成30年度林材業安全衛生に関わる取組の実施要領を策定し、冊子
する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、有機的な取組を行い、一層の	に掲載して会員に配付し、周知を図った。
労働災害防止効果を上げるために、次の取組を実施する。	ウ 平成 29 年林材業死亡労働災害分析結果と対策の周知
ア 13 次災防計画に定めた取り組むべき重点対策の実施	平成29年に林業及び木材製造業で発生した死亡労働災害について、林業は伐木造材作業、車両系
・「今日の作業ポイントカード」の活用等	木材伐出機械作業、トラック運搬作業、林業架線作業等に分類し、木材製造業は木材製造機械作業、
イ 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対	荷役運搬作業、クレーン作業、非定常作業などの作業に分類し、作業ごとの災害の発生状況及び原因
策の徹底	を分析するとともに、災害防止対策を分かりやすくとりまとめ、冊子に掲載して会員に配布し、周知
ウ 重篤な労働災害が発生した特定事業場に対する集中指導	を図った。
	エ 「林業・木材製造業労働災害防止規程(以下「災防規程」という。)」の遵守徹底
	労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、安全パトロール等にお
	いて、災防規程の遵守が徹底されるよう指導した。
	また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡労働災害が
	多発した作業の安全対策に関係する災防規程の条文を小冊子にまとめた①「林材業労働災害防止規程
	講習会資料 No1死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業 (A5 版)」、さらに死亡労働災害再発防止
	対策をまとめた②「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B7 版)」と、同様に木材作業について
	も、③「林材業労働災害防止規程講習会資料 No2 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 (A5 版)」
	と④「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(87版)」を作成し、リスクアセスメント集団指導会
	において説明し、災防規程の周知及び指導を行った。
	オ リスクアセスメントの普及と実施の推進
	実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。
	カ 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策を実施した
	主 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中指導を実施した。

#	#	T	l ā	# #	Ð	丰沙
ሑ	*	<u> </u>	町		К	冲
				ク 冬季における転倒災害防止対策の推進について	といく	
				平成 30 年 10 月末速報値では、全国の転	倒災害の件数は、前年同	全国の転倒災害の件数は、前年同期比の17.8%増加したことを受
				け、平成30年11月29日に厚生労働省労働	り基準局安全衛生部長か.	日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会会長に対して転倒災害の
				防止をより一層推進するよう協力要請があった。	った。	
				厚生労働省の協力要請を踏まえ、年末に向けて積雪や凍結による転倒災害が多発する冬季を迎える	Jけて積雪や凍結によるi	転倒災害が多発する冬季を迎える
				ことから、「林材業STOP!転倒災害プロジェクト実施要領」(平成 30 年 12 月 15 日~平成 31 年 6	ジェクト実施要領」(平	·成30年12月15日~平成31年6
				月30日、平成30年12月15日~平成31年	日~平成 31 年 1 月 15 日準備期間)を分	を策定し、林材業の転倒災害の撲滅
				を図る取組が徹底されるよう支部及び会員事業場に対して指導した。	事業場に対して指導した	. 0
				ケ 林材業年末年始無災害運動		
				平成30年度は、年末年始無災害運動の取組を12月15日~1月15日までと	組を12月15日~1月1	کہ
				下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリス会パトロールを生施し、年末年始の労働災事の機械に向けを助料みを行った	駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリス 年末年品の労働33章の機械に向けた取組なを行った	ェックリスト」を活用した現場安 な行った
				実 施 事 項	実施支部数	実
				安全ペトロール	35 支部	385 事業場
				集団指導会及び会議等で指導	29 支部	114 回
				コ 林材業STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施	アンペーン」の実施	
				林材業における熱中症については、平成30年度は林材業労働災害防止計画(5ヵ年計画)	10 年度は林材業労働災害	腎防止計画 (5ヵ年計画) の林業及
				び木材製造業共通の重点対策として取り組んでいるところである。死亡災害ゼロを目指し、	んでいるところである。	死亡災害ゼロを目指し、平成30
				年度労働安全衛生に関わる取組の実施要領において、「林材業STOP!熱中症	こおいて、「林材業ST	OP!熱中症 クールワークキャ
				ンペーンとして、4月を準備期間、5~9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間として、会員及	をキャンペーン期間、7	月を重点取組期間として、会員及
				び支部に対してそれぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林材安全」への掲載並びに都道	した。また、月刊情報誌	:「林材安全」への掲載並びに都道
				府県支部を介して、会員事業主に熱中症δ	会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、	ことを目的とし、リーフレットを
				11,100部作成して配付し、本キャンペーンを展開した。	を展開した。	
				また、平成 30 年 7 月 27 日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、連日の記録的な猛暑等を踏	労働基準局安全衛生部長	から、連日の記録的な猛暑等を踏
				まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7月の熱中症対策強化月間を	当庁連絡会議」において	、7月の熱中症対策強化月間を8
				月まで延長することが決定され、この状況を踏まえ厚生労働省は8月も引き続き7月の重点取組期間	・踏まえ厚生労働省は8	月も引き続き7月の重点取組期間
				に準じた取組を行うこととし、当協会の会員事業場等においても熱中症の状況に応じた対応が徹底さ	[事業場等においても熱	中症の状況に応じた対応が徹底さ
				れるよう協力要請があった。		
				厚生労働省の協力要請を踏まえ、会員事業場において熱中症の状況に応じた対応が徹底されるよう	場において熱中症の状況	況に応じた対応が徹底されるよう
				周知するとともに、安全パトロール、各種会	注議、集団指導会などの利	各種会議、集団指導会などの機会を通じて熱中症対策が確実に

	 10 10 10 10 10 10 10 10	₩	実	
	実施されるよう支部及び会員事業場を指導した。	事業場を指導した。		
	美 美	施 事 項	実施支部数	
	リーフレットの配付、	计、揭示	47 支部	
	巡回指導、講習会	講習会等で指導	45 支部	
	サ 平成30年度下半期の労働災害防止対策の取組	害防止対策の取組	-]
	平成30年9月21日厚生労	動省労働基準局安全衛	生部長から当協会の	平成30年9月21日厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会の会長に対して、8月末の休業
	4 日以上の死傷災害が前年同タ	男比で 7.2%増加し、須	育 13 次労働災害防止	日以上の死傷災害が前年同期比で 7.2%増加し、第 13 次労働災害防止計画では、2017 年と比較し
	て、2022 年までに 5%以上減少させることを目標としているが、初年度である 2018 年度の労働災害	少させることを目標と	しているが、初年度	である 2018 年度の労働災害
	発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があることから、	効果的に労働災害防止	対策に取り組む必要が	バあることから、下半期の労
	働災害防止対策を推進するよう要請があった。	う要請があった。		
	厚生労働省の要請を踏ま、	え、林業においては自	3.代倒による「激突」	厚生労働省の要請を踏まえ、林業においては自己伐倒による「激突」災害の対策を徹底するよう
	指導するとともに、伐倒作	業が本格化する時期を	型え指導を徹底する。	指導するとともに、伐倒作業が本格化する時期を迎え指導を徹底すること、また、木材製造業にお
	いては、非定常作業における	5労働災害の再発防止	対策を徹底すること、	いては、非定常作業における労働災害の再発防止対策を徹底すること、リスクアセスメントの実施
	についても徹底するよう指導した。	導した。		
	平成 30 年度下半期の取組は、労働衛生週間、林材業年末年始無災害運動を通じて、	引は、労働衛生週間、	木材業年末年始無災害	音運動を通じて、下半期の労
	働災害防止の取組を展開した。	<i>4</i> 1		
	また、上半期における林	業死亡労働災害の発生	状況を分析し、「林本	また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、「林材業死亡労働災害の分析結果
	と再発防止対策」をとりま。	とめ、林業における死	二労働災害ゼロを目持	と再発防止対策」をとりまとめ、林業における死亡労働災害ゼロを目指して、支部の集団指導会や
	現場安全ペトロール等で再ざ	発防止対策により指導	することと、林材安全	現場安全パトロール等で再発防止対策により指導することと、林材安全に掲載して類似災害防止に
	向けた取組を実施するよう指導した。	指導した。		
	シ 厚生労働省の第13次労働災害防止計画に基づく取組への協力	害防止計画に基づくほ	な組への協力	
	林業における労働災害は長	期的には減少傾向にあ	るものの、平成 23 年	林業における労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、平成23年以降の死亡災害は40人前後
	で推移し、改善が見られず、死亡災害の起因物は6割が立木であり、労働災害の一層の減少を図るに	E亡災害の起因物は6.	副が立木であり、労働	美災害の一層の減少を図る に
	は伐木作業の安全対策を検証し、必要な措置を講じることを目的として、厚生労働省は「伐木等作業	し、必要な措置を講じ	ることを目的として、	厚生労働省は「伐木等作業
	における安全対策のあり方に関する検討会」を設置して検討を行った。	関する検討会」を設置	して検討を行った。	
	当協会から安全管理士を検討会委員として派遣する	討会委員として派遣す	るとともに、検討委員	とともに、検討委員会事務局の求めに応じて各
	種統計資料を提出した。			
	3回の委員会での検討を経	て、「伐木等作業にお	ける安全対策のありて	回の委員会での検討を経て、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」が
	報告されたので、各支部に情報提供した。	報提供した。		
	その後、労働政策審議会で	「労働安全衛生規則の	一部を改正する省令	その後、労働政策審議会で「労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)」について審議された
	結果、平成 31 年 2 月 12 日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されたので、平成 31 年	労働安全衛生規則の一	部を改正する省令が	公布されたので、平成31年
	2月25日に全国支部長会議を	:開催し、改正内容と)	値行日までのタイムン	日に全国支部長会議を開催し、改正内容と施行日までのタイムスケジュールの説明を行うと

【華華十旦]

神	<u> </u>		車
€	I	7	K
		Ú	もに、以正に伴り各種作業を令文部に指示した。 ※五十 4 44-1 1771
		ス変	労働安全衛生規則の一部改正に伴う当協会の準備作業の開始
		光	労働安全衛生規則の一部改正に伴い、従来、労働安全衛生規則第36条8号及び同規則第36条8号の2
		07	のチェーンソー特別教育修了者(当協会で昭和52年~平成29年までに受講した者43万人)が、令和2
		年8	年8月までに補講を受講しなければ、伐木造材作業ができなくなることから、特別教育を実施してい
		る支	る支部の具体的な対応方法(補講の申し込み手続き、補講の実施方法、修了証の様式等)についてマ
		11	ニュアルを作成する準備を開始するとともに、補講用のテキストを作成する準備作業を開始した。
		4	広報用資料の作成
		平月	平成30年4月~平成31年3月 会員への情報提供として林材安全に次の記事を掲載
		4月号	第13次労働災害防止計画の概要
			林材業労働災害防止計画(案)の概要
			豪雪による被害木処理に当たって
		5月号	全従業員の参画で作る安全職場と教育のスローガンを社内外に発信
			STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを実施します。
		号目9	平成29年における死亡労働災害分析結果について
			作業ルールの統一で技術力を向上 経営者・事務所・現場の三位一体で安全対策
		7月号	平成30年度 全国安全週間と林材業労働災害防止月間の取組
			・平成 30 年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領
			・林材業労働災害防止規程講習会資料 死亡労働災害の撲滅に向けて
		8月号	夏場の安全衛生のポイント
		9月号	新たな振動障害予防対策の着実な定着に向けて
			職場のストレスチェック実施のポイント
		10月号	平成30年度上半期(1月~6月)における林材業死亡労働災害の分析結果と再発防止対策
			について
		11月号	年末年始無災害運動の取組
			事業場の安全衛生管理体制と運用のポイント
			チェーンソーによる伐倒やかかり木処理に関する死亡労働災害の撲滅を目的に!! 実技講
			習会を実施
		12月号	続・チェーンソーの点検と整備を行おう!
		1月号	知らないではすまされない林業現場責任者の役割
			林材業STOP!転倒災害プロジェクトを実施します。
		2月号	車両・重機の管理と能力評価制度を導入
			I S O 45001の特徴と運用のポイント

自主事業】

事業業無	3月号 非定常作業の安全対策のポイント	高年齢労働者・新規就業者への安全教育のポイント	フォレストワーカーの育成を徹底	
国 垾				
事業				

(2) 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規)

林業において、平成 25~28 年の間に発生した伐木作業による死亡災害は 99 件発生しており、林業全 本の死亡災害の7割程度を占めており、伐木作業の中には、偏心木の伐倒やかかり木処理のように高度

(2) 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規)

な技能を必要とする伐倒作業が存在することから、死亡災害を減少させるために、それらの伐木作業に

そこで、こうした高度な技能が必要な伐木作業従事者の技能習得のための講習制度の構築を喫緊の

課題として外部有識者による以下の調査研究を行った。

検討委員会の設置と委員会の開催

とともに、

従事する者に対する講習が求められている。

99 件発生しており、林業全体の死亡災害の7割程度を占めており、伐木作 林業において、平成 25~28 年の間に発生した伐木作業による死亡災害は 業の中には、偏心木の伐倒やかかり木処理のように高度な技能を必要とする **쑪倒作業が存在することから、死亡災害を減少させるために、それらの伐木** 作業に従事する者に対する講習が求められている。 そこで、こうした高度な技能が必要な伐木作業従事者の技能習得のための 講習制度の構築を喫緊の課題として以下の調査研究を行う

ア 伐木作業者に対する能力向上教育の充実のための調査研究 (新規)

高度な技能が必要な伐木作業の専門的な知見を有する外部有識者からなる検討委員会を設置する

委員会を開催し、伐木作業従事者に対する能力向上教育を実施するための検討を行った。

平成30年11月 9

第3回

平成 31 年

第4回

21

平成30年 9月

伐木作業者に対する能力向上教育の充実のための調査

研究検討委員会の開催

平成30年 6月 29

第1回 第2回

高度な技能が必要な伐木作業従事者に対する能力向上教育の内容 (①必 要な学科及び実技の講習科目、②講習時間、③学科及び実技の修了試験等 の評価制度、④講師及び評価(採点)者に必要な経験・資格)等について 検討する。

【業務目標】

ア 外部有識者による「伐木作業者に対する能力向上教育に関する検討委員 会」(4回)開催

カリキュラムの策定

(3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

みれ 多様化と機械設備の技術革新の進展への対応などにより変更し、厚生労働大 ぞれ見直しを行った。林業については、木材伐出機械等に係る労働安全衛生 規則の改正、振動障害予防対策の改正、チェーンソーによる伐木等作業の安 全に関するガイドラインを内包する変更を、木材製造業については、業種の 臣の認可を得て、平成29年10月26日から新災防規程が適用され、会員に 林業・木材製造業労働災害防止規程は、林業と木材製造業について、 尊守・徹底されるよう事業場へ配付したところである。

平成30年度は、新災防規程の遵守について、あらゆる機会を通じて指導 を行う。

(3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導

倹討委員会での審議結果を取りまとめ、平成 30 年度報告書を作成した。

平成30年度報告書の取りまとめ

林業・木材製造業労働災害防止規程は、林業と木材製造業について、それぞれ見直しを行った。林業 こよる伐木等作業の安全に関するガイドラインを内包する変更を、木材製造業については、業種の多様 化と機械設備の技術革新の進展への対応などにより変更し、厚生労働大臣の認可を得て、平成29年10 こついては、木材伐出機械等に係る労働安全衛生規則の改正、振動障害予防対策の改正、チェーンソー 月 26 日から新災防規程が適用され、会員に遵守・徹底されるよう事業場へ配付した。

資料 No1死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業 (A5版)」、さらに死亡災害再発防止対策をまとめ ③ 「林材業 た② 「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」と、同様に木材作業についても、

林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡労働災害が多発し た作業の安全対策に関係する災防規程の条文を小冊子にまとめた①「林材業労働災害防止規程講習会 実践的リスクアセスメント集団指導会における災防規程の周知及び死亡災害再発防止対策の指導 平成 30 年度は、新災防規程の遵守・徹底について、あらゆる機会を通じて指導を行った。

I 自主事業】

	個別指導、 労働災害防	業「今日の
	√l4	
画	集団指導	20
丰	・員に対し災防規程を遵守するように、	あらゆる機会を通じて指導する。
₩	・し災防規程を近	めのゆる機会
₩	₹H	ローア等、
	支部は、	安全パトロ

【業務目標】

会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロール等を通じて新災防規 程の周知徹底を図る。

本部は、講習会用の資料を作成し、支部に配付する。 支部は1回以上、災防規程の講習会又は研修会を開催すること。 受講者目標 2,000名以上

(4) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組

労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意識の高揚を図るとともに、事業者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動の一層の促進を図るため、7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働災害防止活動を重点的に実施してきたところである。

平成30年度においては、より実効性のあるものとするため、安全管理士等が支部及び関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の事業場に対して「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を本部、支部一丸となって取り組むこととする。

なお、本月間取組の他、全国安全週間(7月1日~7日)及び全国労働衛生週間(10月1日~7日)の協賛者として、中央労働災害防止協会が提唱する年末年始無災害運動(12月15日~1月15日)と合わせて、労働安全衛生意識の高揚と労働災害の防止を図るため、計画的な取組を実施することとす。

支部]

「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。

- イ 支部長は、本月間中に率先して会員事業場と連携した現場安全ペトロール等を積極的に実施する。
- ウ 会員に対しては、災防規程の遵守、「今日の作業ポイントカード」・「事業場自主点検表チェックリスト」の活用、労働安全及び労働衛生ポスター

労働災害防止規程講習会資料 No2 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 (A5 版)」、④「木材製造業 今日の作業ポイントカード」(B7 版)」を作成し、実践的リスクアセスメント集団指導会(4 時間受講者を対象)において説明し、災防規程の周知及び死亡災害再発防止対策の指導をした。(2,117 名) ・ 林野庁と連携した特別活動において災防規程遵守を指導

緍

胀

- 林野庁と連携した特別活動の集団指導会において「林材業における労働災害防止のための対策として、災防規程の遵守、徹底されるよう指導を行った。」(1,143名)
- ウ 「平成 30 年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」により災防規程の遵守を指導 本部から会員に対し、労働災害防止月間及び死亡労働災害多発警報発令期間中の講習会や安全パ トロール等において、安全管理士による遵守指導を行い、新災防規程の周知徹底を図るよう指導した。

(4) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組

ア 全国安全週間が実施される7月を「林村業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止の活動を 重点的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱 する「全国安全週間」(7月1日~7日) についても協賛者として取り組んだ。

なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組みは、次のとおり

実 施 事 項	実施支部数	本
安全パトロール	32 支部	437 事業場
労働安全ポスターの配付、掲示	47 支部	5,779 事業場

全国労働衛生週間

 $\overline{}$

厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国労働衛生週間」(10月1日~7日)の協養者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。

なお、「林材業労働衛生週間」(9 月1日~9 月 30 日までの1か月間は準備期間、10 月1日~7 日は本週間)の主な取組みは、次のとおり

実施事項	実施支部数	対象数
安全衛生パトロール	24 支部	252 事業場
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	29 支部	834 事業場
労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	4,620 事業場

ウ 冬季における転倒災害防止対策の推進について(再掲)

平成30年10月末速報値では、全国の転倒災害の件数は、前年同期比の17.8%増加したことを受け、平成30年11月29日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から当協会会長に対して転倒災害の

【業務目標】

ア 「林村業労働災害防止月間」の設定及び災害防止月間期間中の取組事項 の決定とその取組の徹底を図る。

具体的には、

- (ア) 災防規程の講習会の実施
- (イ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組 「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」 の活用等

特に、リスクアセスメントの定着のため、「安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業」において取り組むこととしているリスクアセスメントフォローアップについて、本月間中に支部と連携の上、集中的に取り組む。

- (エ) 以上の取組の他、次の事項についても併せて取り組むこととする。
 - a 林材業 STOP! 熱中症 クールワークキャンペ
- 全国安全週間の周知とその取組
- 全国労働衛生週間の周知とその取組
- d 平成 30 年度林材業年末年始無災害運動の周知徹底

坊止をより一層推進するよう協力要請があった。

緍

厚生労働省の協力要請を踏まえ、年末に向けて積雪や凍結による転倒災害が多発する冬季を迎えることから、「林材業STOP!転倒災害プロジェクト実施要領」(平成 30 年 12 月 15 日~平成 31 年 6 月 30 日、平成 30 年 12 月 15 日~平成 31 年 1 月 15 日準備期間)を策定し、林材業の転倒災害の撲滅を図る取組が徹底されるよう支部及び会員事業場に対して指導した。

林材業年末年始無災害運動(再掲)

平成 30 年度は、年末年始無災害運動の取組を 12 月 15 日~1 月 15 日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。

なお、主な取組は、次のとおり

実績	885 事業場	114回
実施支部数	35 支部	29 支部
実 施 事 項	安全パトロール	集団指導会及び会議等で指導

オ 林材業STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施(再掲)

林村業における熱中症については、平成 30 年度は 13 次災防計画の林業及び木材製造業共通の重 点対策として取り組んだところである。死亡災害ゼロを目指し、平成 30 年度労働安全衛生に関わ る取組の実施要領において、「林村業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンとして、4 月 を準備期間、5~9 月をキャンペーン期間、7 月を重点取組期間として、会員及び支部に対してそれ ぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林村安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、 会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、リーフレットを 11,100 部作成して配付し、本キャンペーンを展開した。

また、平成30年7月27日に厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7月の熱中症対策強化月間を8月まで延長することが決定され、この状況を踏まえ厚生労働省は8月も引き続き7月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、当協会の会員事業場等においても熱中症の状況に応じた対応が徹底されるよう協力要請があった。

厚生労働省の協力要請を踏まえ、会員事業場において熱中症の状況に応じた対応が徹底されるよう周知するとともに、安全パトロール、各種会議、集団指導会などの機会を通じて熱中症対策が確実に実施されるよう支部及び会員事業場を指導した。

実施支部数	47 支部
通	揭示
実 施 事	リーフレットの配付、掲

	-			
画		₩	実	
		講習会等で指導 引の労働災害防止対策の取組 日厚生労働省労働基準局安全(巡回指導、講習会等で指導	おして、8月末の休
	業4日以上の死傷災害が前 較して、2022 年までに 5% 側災害発生状況を踏まえる	年同期比で 7.2%増加1以上減少させることをと、より効果的に労働3	業4日以上の死傷災害が前年同期比で7.2%増加し、第13 次労働災害防止計画では、2017 年と比較して、2022 年までに 5%以上減少させることを目標としているが、初年度である 2018 年度の労働災害発生状況を踏まえると、より効果的に労働災害防止対策に取り組む必要があることから、下	では、2017年と比 ちる 2018年度の労 えあることから、下
	半期の労働災害防止対策を推進するよう要請があった。 厚生労働省の要請を踏まえ、林業においては自己伐倒 指導するとともに、伐倒作業が本格化する時期を迎え丼	推進するよう要請があ え、林業においては自己 業が本格化する時期をシ	半期の労働災害防止対策を推進するよう要請があった。 厚生労働省の要請を踏まえ、林業においては自己伐倒による「激突」災害の対策を徹底するよう 指導するとともに、伐倒作業が本格化する時期を迎え指導を徹底すること、また、木材製造業にお	策を徹底するよう :、木材製造業にお
	いては、非定常作業における労働%についても徹底するよう指導した。	る労働災害の再発防止対導した。	いては、非定常作業における労働災害の再発防止対策を徹底すること、リスクアセスメントの実施についても徹底するよう指導した。 エカシュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	・セスメントの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	半以 30 年度トキ別の取組は、労働衛生適同、 働災害防止の取組を展開した。	近は、労働衛生週間、† た。	^ 	目して、 1 手期の方
	また、上半期における林に国際はいお供いる林に国際はい対策に対策	業死亡労働災害の発生; レみ せ巻にたける死亡	また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、「林材業死亡労働災害の分析結果し再致味に対策」をしかましみ、井業にたける死亡労働派年おった日お」アーナ如の作用や道へお	側災害の分析結果語の毎日に置める
	C ††#がエが来」をこりまこめ、作業現場安全パトロール等で再発防止対等のは、 ははないないをである。 はは、 はいないを また ***********************************	この、小米によりのなら発験のようななない。 発防止対策により指導を指導します。	C 付先のエババーをこりまこめ、作業におけるがにカリバ市として日相して、文明が美国相等学へ現場安全パトロール等で再発防止対策により指導することと、林材安全に掲載して類似災害防止に向けを貼ぬな害症せる トミ忠道しゃ	が、素型指等を、て類似災害防止に
	3	で で で に に に に に に に に に に に に に		
(5) 労働災害情報の収集分析と提供	(2)	宋!		1
労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働災害の発生動		報とするとともに、毎年	労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、	F評価し、その結果
向を分析評価し、その結果をとりまとめ、広く情報提供を行う。 [支部]	を取りまとめ、広く情報提供を行った。 また、上半期における林業死亡労働が	行った。 亡労働災害の発生状況	取りまとめ、広く情報提供を行った。 また、上半期における林業死亡労働災害の発生状況を分析し、「林材業死亡労働災害の分析結果と再	害の分析結果と再
ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告す		業における死亡労働災害	号ゼロを目指して、支部の集団 →→☆◇>- 抽典) → 新四 ≪ 中四	指導会や現場安全には高いない。
の。 イ 本部からの「労働災害発牛狀況凍報」及び「死亡災害事例凍報」を会員、	- ハンコーア学に甘光ガエと来により描字すのこと、含む女士に物製して類及火吉妙エに同じて表析を。 実施するよう指導した。	より指針りの「CC、M	と女士に 色乗って 強刃火 古刃	
こ携わる事業者等に情報提供する。	提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先
【業務目標】ア 労働災害発生状況速報(厚生労働省・毎月)	死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部 (会員)
イ 死亡災害事例速報(随時) ウ 林材業労災防止協会年報(毎年)	労働災害発生状況速報(協会版·厚生労 働省版)	厚生労毎月	ファックス、Eメール	支部 (会員)
	労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	—
オー月刊情報話「杯杯安全」への労働災害事例の掲載(随時)	労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者

I 自主事業】

₩₩	## ##	
	ファックス、 8月 月刊情報誌「 月号)	支部 (会員) 購読者
(6) ホームページの運営	神景のペーツケー米(9)	
会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に係る情報提供と	「第12次防の最終年	「林業事業場自主点検表」、
当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通達、災	災防規程講習会資料「今日の作業ポイント」カードのダウンロードなど、事業場の取組への支援記	号の取組への支援記
害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかないは、エヴューエキョン	事の掲載に努めた。 「一声に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
掲載と内容の充実を図る。 「支部」	「実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会」開催予定を随時曳新し、	参加勧奨の広報に
アー会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活	ガナバ。 ・伐木作業等安全対策に係る省令改正等が、平成 31 年 2 月 12 日付けで公布されたことから、	こことから、関連記
用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。	事の情報ページを開設し、改正省令等に関する情報の周知広報に努めた	
イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習	・振動障害予防のための「林業巡回特殊健康診断」開催予定を随時更新し、参加勧	参加勧奨の広報に努めた。
会の実施日程等の情報提供を行う。	・「死亡労働災害多発警報発令(林業・木材製造業)」が発せられた場合、速やかに広報記事を掲載	いこ広報記事を掲載
【業務目標】	し、再発防止注意喚起の周知広報に努めた。	
アクセス件数 200 件/日	・「林材業 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」など国の労働安全衛生施策に連携した広報記事	:連携した広報記事
	の積極的掲載に務めた。	
	・平成30年度版「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」を掲載し、販売事業の積極的広報に努めた。	動的広報に努めた。
	・その他労働安全衛生関係通達等を随時掲載した。	
	30 年度のアクセス総件数 82, 262 件 (225 件/ 日)	
	▶平成30年度中にアップした労働安全衛生関係主要記事	
	<主要項目>	
	・30年 5月 「平成29年の労働災害発生状況」広報記事	
	5月 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」広報記事	
	6月 「平成 29 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況」広報記事	事
	6月 「交通労働災害防止のためのガイドライン」広報記事	
	7月 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」広報記事	
	8月 「8月における熱中症予防対策の徹底について」広報記事	
	8月 「平成 29 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」広報記事	lede
	8月 「職場の健康診断実施強化月間」広報記事	
	9月 「平成 30 年度『見える』安全活動コンクール」広報記事	
	_	
	10月 「治療と仕事の両立支援対策の推進」広報記事	

** - I						
事	画		垂	業	績	
		11月 「陸 12月 「陸 12月 「冬	「墜落制止用器具に係る質疑応答集」広報記事 「冬季における転倒災害防止対策の推進」広報記事	疑応答集」広報記事 止対策の推進」広報記事	<u>Indi</u> ,	
		・31年2月 [安	安全帯の規格改正」記事掲載 代本作業年の安全対策に係る名会が正等		は聞いし、と解判	
			アイニネチンマームネイボションタニキ 「労働契約法の無期転換バール」広報記事 「びよった Crop」 著書は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	そうヨニター・4」にたール」広報記事		
		(<i>I</i> ,	1	210t:紫子指グープシーグネイン・・・/ J 女供日中	一人」が報記事	
		• 行政通達 .	(华土) [华土]			
		・労働災害関連統計・	· K			
		「実践的リスク、」	「実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会」の都道府県支部開催予定	の集団指導会」の都道列	府県支部開催予定	
		・ドーレンンープ	チェーンソーによる振動障害予防のための「林業巡回特殊健康診断」の都道府県支部実施予定	5の「林業巡回特殊健康・	寝診断」の都道府県3	5部実施予定
		· 「死亡労働災害多発警報発令	多発警報発令 (林業・木	(林業・木材製造業)」による注意喚起記事	1. 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	
		労働安全衛生関	労働安全衛生関係の行政報道発表記事			
		全国林村業労働	全国林材業労働災害防止大会、林材業労働安全・衛生標語募集等の協会行事関連記事	労働安全・衛生標語募集	き等の協会行事関連 語	小
		平成30年度版	平成 30 年度版[図書・DVD・安全衛生用品カタログ]等の安全衛生図書・教材広報	E用品カタログ」等の安⊴	全衛生図書・教材広	報
(7)全国林村業労働災害防止大会の開催		(7)全国林村業労働	(7) 全国林村業労働災害防止大会の開催			
第55回全国林材業労働災害防止大会を福島県にて開催する。	開催する。	第 55 回全国林	第 55 回全国林材業労働災害防止大会を平成 30 年 10 月 24 日(水)、福島県郡山市のけんしん郡山文	平成30年10月24日((水)、福島県郡山市	のけんしん郡山文
[支部]		化センター (郡山	化センター(郡山市民文化センター)において開催し、大会式典までの間において防護衣等の安全衛生	いて開催し、大会式典	までの間において防	護衣等の安全衛生
会員に対して、全国林村業労働災害防止大会への参加勧奨に努	き加勧奨に努める。	用品等の展示やチオなのまのま	用品等の展示やチェーンソー作業での伐倒時災害のAR体験を行い、大会式典での優良事業場及び功労者等の悪態。 重業場の休職車伽路寿鰞を通じた。 労働労全衛生普聯の真揺を図った	判時災害の∨R体験を行るによりませる事により、労働な会衝生	iv、大会式典 たの優 i聯の点揺を図った	良事業場及び功労
「本が日本】 ア 開催月日 平成30年10月24日(水)		また、地方労働	ユンスヤンナバッション・アンス・コーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	まっ、、グラスエボニがからの単独又は関係団体	ことの共催のもと開係	崔した。
イ 開催場所 郡山市民文化センター (郡山市)ウ 参加者目標 1,000 名		<u>4</u>	全国林材業労働災害防止大会	会 福島県郡山市	五 753 人	
		〈第55回全国林	回全国林材業労働災害防止大会のアンケート結果〉	0アンケート結果>		
			活動等紹介	大いに参考になった・参考になった	参考になった	100.0%
		大会の内容	特別講演	とてもおもしろかった・おもしろかった	・おもしろかった	84.6%
			講演	大いに参考になった・参考になった	参考になった	%0.08
			展示・普及コーナー	大いに参考になった・	参考になった	69.2%
		大会の運営		大変円滑である・円滑であ	にある	100.0%
		大会全般		大変満足である・満足である	である	76.9%

自主事業】

	69. 26
績	・有音義であった
胀	有音義であった
無	大変
•••	労働災害防止の重要性の認識
画	
丰	
無	
冊	

(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

全国林材業労働災害防止大会会長表彰

体、事業場 N.

(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

- 災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国林材業労働 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基づき林材業の労働 災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行う
- 厚生労働大臣が表彰す る「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」及び厚生労働大臣が顕彰する「安 イ 中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」、 全優良職長顕彰」候補者を選考し、推薦する。

- ア 全国林材業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者の 推薦を行う
- 「厚生労働大臣表彰」及び「厚生労働大臣安全優良職長顕 彰」の候補者の推薦を行う 「綠十字賞」、

組織体制、事業運営の整備強化(自主事業) Ŋ

(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組

協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により設立される民 間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基 づく健全で適正な管理運営及び事務・事業を進めるとともに、「労働政策審 議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革専門委員会報告書」(平成23年 11月21日)、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」(平 成 24年1月23日)及び「同作業部会報告書」(平成 26年12月3日)を略 まえ、業務運営の改善に向け継続して取り組む。 平成30年度は、改正会計規程(平成29年4月1日施行)に基づき、本 部、支部の適正な運用を進めるため、引き続き支部に対して適確な指導を実

本部と連携して、支部業務全般について業務改善の取組みを進める。

支部から推薦 、事業場並び	葛のあった候補者に ドに労働災害防止に	:ついて表彰委員会の看 :特に功労、功績のあっ	支部から推薦のあった候補者について表彰委員会の審査を経て、安全衛生に優秀な成績をあげた団 、事業場並びに労働災害防止に特に功労、功績のあった個人に対して、全国大会の場で表彰を行っ	憂寿な成績をあげた団 大会の場で表彰を行っ
٥				
	団体賞	10	0 団体	
	中田米早	優良賞	5 事業場	
	中米 //	進歩賞	1 事業場	
	東 1 田	功労賞	18 人	
	国く国	功績賞	2 个	
	会長感謝状		4 A	

安全衛生関係表彰、顕彰の推薦表彰

33

〇安全衛生厚生労働大臣表彰

厚生労働省が実施する安全衛生厚生労働大臣表彰において、1名が表彰を受けた。

○緑十字賞の推薦

中央労働災害防止協会が実施する緑十字賞表彰について、2名が表彰を受けた。

組織体制、事業運営の整備強化(自主事業)

വ

(1)協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組

(平成 24年1月)及び「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委 、「林材業労災防止協会の在り (平成26年12月)で取りまとめられた内容を踏まえ、業務運営の改善に向けて 「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」(平成23年11月) ちに関する検討委員会報告書」 員会作業部会報告書」 継続的に取り組んだ。

アンスの強化を目指すためのコンプライアンス関連規程を制定してコンプライアンス体制の確立を図 平成30年度は、一部の支部における不適正な会計事務処理が発覚したことを踏まえて、コンプライ

「会計業務等に また、本部に監査指導室を設置して監事と連携した監査体制の充実を図るとともに、 関する内部監査規程」を制定し、監事監査、内部監査を計画的に実施した。

コンプライアンス関連規程の制定

役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制を確立して、協会の社会的信 及び通報対 領性及び事業運営の公平・公正性の確保に資するための「コンプライアンス管理規程」、

									③林材業労働災害防止計画(5カ	役員改選に係る議題			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4番号、全部の40/10。	された。		係る議題を審議の上										
養			11 支部						算報告、③林材業労働	案、④30 年度事業計画案、⑤30 年度収支予算案、⑥30 年度会費、⑦役員改選に係る議題		58 回臨時総代会では、①役員の一部改選に係る議題を審議の上、承認された。 _{田事へ}	任子7. •67 同種重△・○30 年世去如重業計画零 ○30 年世去如旧士务質索77 後2業間之塞業 → あ對えわ か	十々人にず来に回来、少2十尺人になく! 非光に下る跛色を重映、①第 27 回通常総代会提出議案に係る議題を審議の上、承認された。	①第 58 回臨時総代会提出議案に係る議題を審議の上、承認された。	筝議の上、承認された。	①31 年度事業計画案、②30 年度会費、③賛助会員の加入に係る議題を審議の上				年1月 (5回開催)				承認議案		
₩	東京	神奈川	ΠП	個囲	口形				②29年度決算報告、	取支予算		ろ議題を霍	在庫书如师	ナダス門が襲撃に係る言	義案に係る言	る議題を犯)年度会費、				5 び平成 31						
無		上海	国	鹿児島	無	大阪			業報告、②	⑤30年度		部改選に係	三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	m来、のうり 沃尔弥捷田鷺	代会提出讀	の会費に係	画案、②30				(2回)、8月、1月及び平成31年1月				ш		
1.4	京都	長野	兵庫	熊本	愛知	北海道			・57 回通常総代会では、①29 年度事業報告、	事業計画案、	0	□役員の一部	- 本華 本子	く ED 単 第 総	58 回臨時終	①30年度上半期の会費に係る議題を審議の上、	年度事業計		(1回開催)	(1 回開催)	(2回)、8				開催日		
#		2月	5月	6月	7月	8月	等の開催		会では、①	430年度事	承認された	かでは、(1)30 年庫4	ひる十分には、回第日は、回第日					30年6月	30年8月	30年5月		বাধ				
			令和2年度				(2) 理事会・総代会等の開催	総代余	回通常総代	年計画) 案、(を審議の上、承認された。	58 回臨時総代報車	ずせ四番手令・	- 68 回理事会では、	• 69 回理事会では、	・70 回理事会では、	・71 回理事会では、	承認された。	通常総代会:平成30年6月	臨時総代会:平成30年8月	会:平成30年5月		総代会及び理事会	総代宗	団		
			⟨ F				(2)理事	ア 総	. 57	年	4	• 58		89 •	69 •	• 70	• 71	承	通常総	臨時総	車庫	(別紙)	1 総代	(1) 総(
圖									くしていたいにいています。			(木) 開催)															
 								の条業格計	/ 田 既()久日.)			ш															
事業							(2) 理事会・総代令等の開催	·阿 重業子質等①協会演形	ナギニョンチボンギャン 遅く年にた及び総代会を開催する。	ind	理事会(定期的に開催)	第57回通常総代会(平成30年6月7															
							(2) 理事会		及び総代	【業務目標】	ア、理事	/ 無2															

				T		1		
実績	7日 ①平成 29 年度事業報告 ②平成 29 年度決算報告 ③林材業労働災害防止計画(5 カ年計画)案 ④平成 30 年度事業計画案 ⑤平成 30 年度収支予算案 ⑥平成 30 年度会費案 ①役員の改選	29 日 ①役員の一部改選	承認及び審議・報告事項	①平成30 年度支部事業計画案 ②平成30 年度支部収支予算	①第 57 回通常総代会提出議案	①第 58 回臨時総代会提出議案 ②一部の支部における不適切な会計処理に関する報告 (中間報告)	①平成30年度上半期の会費案②平成30年度上半期の事業実施状況③一部の支部における不適切な会計事務処理に関する報告(中間報告)④主要会議日程	①平成31 年度事業計画案 ②平成30 年度の会費案 ③賛助会員の加入案 ④平成30 年度業績評価報告書 ⑤伏木作業等に係る省令改正の動向 ⑥一部の支部における不適切な会計事務処理に関する 調査報告(最終報告)
事業	平成30年6月	平成30年8月	開催日	2 H	5月31日 (27 B	31 B
	通常総代会	第58回臨時総代会		回 平成30年5月	回 平成30年5	可 平成30年8月29日	回 平成30年11月	可 平成 31 年 1 月
	順	第 58 (2) 理事会		第 67 回	第 68 [回 69)	回 02 策	第71回
圕								
盐								
₩								
卌								

I 自主事業】

積	
迷	
**	
 inh 	「こ、十位 三 今端仲 6 間分
Ī	
国 担	
無	3
빠	『間少本素学』呼手(6)

(3) 支部長会議等の開催

- ア 全国支部長会議を開催し、平成 30 年度の協会事業運営の方針と事業計画等を説明し、本部、支部との共通認識の形成を図る。
- イ 全国支部事務局長会議を開催し、平成30年度事業計画等を説明し、 通認識の形成と円滑な実施を図る。

#

ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の概要、役割、活動状況及び関係 法令等を説明し、支部運営の円滑な実施を図る。

【業務目標】

- 7 全国支部長会議(平成31年3月開催)
- イ 全国支部事務局長会議(平成30年6月20日(水)]
- 新任支部事務局長会議(平成30年6月20日(水)開催)

(4) 情報セキュリティ対策の推進

協会が保有する個人情報等の重要情報漏えい等のリスクに対応し情報の女全性等を確保するため、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティに関する規程」及び関連規程等に基づくセキュリティ対策を適切に実施す

また、情報セキュリティに関する情報等を職員に随時提供し、注意喚起を図るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動を進める。

- ・全国支部長会議開催時(平成31年3月)における研修等
- ・全国支部事務局長会議開催時(平成30年6月)における研修等

「本部」

「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティに関する規程」 に基づき、重要情報等の適切な管理を実施する。

(3) 支部長会議等の開催

本部・支部間の連携を深め、組織体制の強化、事業活動の円滑な推進を図るため、全国支部長会議及 び全国支部事務局長会議を開催して一体的な事業運営の強化に努めた。

- ア 全国支部長会議では、①令和元年度事業計画(案)、②伐木作業等に係る省令改正の動向、③今後 の死亡労働災害の撲滅に向けた対策と取組等を説明し、各支部の実施協力を求めるとともに、支部に おけるコンプライアンスの徹底を図るための「コンプライアンス研修」(再掲)を実施した。
 - イ 全国支部事務局長会議では、事業活動の的確、円滑な展開を図るため、①平成 30 年度事業計画に基づく支部実施事項、②平成 30 年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領について説明するとともに、一部の支部における不適切な会計事務処理事案の概要を説明し、適正な会計事務処理と再発処理事業の概要を説明し、適正な会計事務処理と再発処理と再発処理と再発処理と再発過で支部の会計状況の自主点検を指示した。
- ウ 新任支部事務局長会議では、新たに支部事務局長等に就いた者(9名)を対象に、当協会の設立目的、設立経緯、協会組織の位置付け、安全衛生活動等に対する理解を深めた。

全国支部長会議	平成31年2月	東京都
全国支部事務局長会議	平成30年6月	東京都
新任支部事務局長会議	平成30年6月	東京都

(4) 情報セキュリティ対策の推進

- ア 協会が保有する個人情報、事業場等に関係する重要情報の漏えい等のリスクに対応した情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。
- イ 政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、う切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図った。
- ウ 厚生労働省が実施する情報セキュリティ研修に積極的に参加して最新のセキュリティ関連情報を 取得するとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施して当該 情報を伝達した。

[30 年度事業の実績]

(1) 研修等

ア 協会が行った研修

₩

- ①全国支部事務局長会議における支部事務局長に対する研修の実施(平成30年6月)
- ②全国支部長会議における支部長及び支部事務局長に対する研修の実施(平成31年2月)
- ・ 厚生労働省が行った研修の受講参加
- ①厚生労働省所管法人等における情報セキュリティ対策推進連絡会議(平成30年6月)
- ②厚生労働省所管法人 CSIRT 担当者会議 (平成 31年2月)

(2) 評価、点檢、訓練等

續 事業実名①情報資産棚卸及びリスク評価の実施(平成30年10月25日)②情報セキュリティインシデント対応訓練(平成30年11月22日) 画 盂 洲 冊 自主事業】

(安全衛生教育等の実施と資格取得の促進)

- 229 年度の講師資格研修の不足を改善すべく、努力がなされ、内部監査も4支部で実施、改善されている。
- ○安全衛生に係る講習会、職長等の教育等の教育支援事業の充実が図られている。
- ○人林業における技能講習は、30 年度は 29 年度実績を上回り、特別教育も総じて 29 年度を上回っている。また、木材・木製品製造業における技能講習は 29 年度実績を上回っている。収益にも大きく 貢献しており、評価できる。
- ○着実な安全衛生教育の実施が行われ、資格取得を行わせている。
- 3労働安全衛生の確保のための重要な事業として位置づけられ、着実な実施が行われていることは評価される。関係法令の改正等により、今後受講者が増加することが予想されるが、しっかりとした 講習の周知、実施を推進されたい。
- ○支部の活動が積極的。本部も講師養成研修を実施。
- ○作業の安全と効率のためには、多くの人が取得しやすく、講師の均一化と質の向上を考えるべきである。

(図書・安全衛生用具等の普及)

- ○図書教材などの頒布は、前年度に比して減少しているが、改善すべく RR 等の努力がされた。
- ○図書・安全衛生用具等の普及・向上が図られるとともに、堅実な事業収入を確保している。
- ○多くの団体で出版事業が苦戦を強いられていることを考えれば、 平成 30 年度に新刊がなかったにもかかわらずこの実績は評価できる。
- O改訂版の発行など、より有用なテキストを出すべく努力している。
- ○安全衛生用具の普及に努めた。
- るように改善・工夫に努められることを期待する。また、安全衛生具については山村で働く林業従事者は製品の情報が届きにくいので、従事者目線で購入できるような宣伝や供給方法を検討し、普 ○安全関係の図書は堅苦しいイメージがあり、購読や内容の理解が不十分になる面があったことは否めないものと思われる。現場従事者、管理者、経営者それぞれの立場を踏まえながら普及推進でき 及に努められたい。
- ○ソーチェーンの正しい目立など、そろそろ内容をチェックしてもよいのでは。DVD、映像が古くなりすぎではないか。

(月刊情報誌「林材安全」の編集・発行)

- ○月刊情報誌「林材安全」は、労働災害防止対策、情報として、現場で重要である。また労安法の改正、災防計画の徹底などにも重要である。アンケートにも労災防止に役にたっているなど評価が高
- ○「林材安全」の編集に購読者からの声を反映し、内容の充実が図られている。

○「林材安全」を拝見しているが、適時・的確な情報発信として評価できる。

- 〇タイムリーな記事も多い。
- ○秀でた広報活動であり、情報誌である。
- ○現場の方(従事者から管理・運営者まで)が読んでくれるということが大切な視点であるので、現場の評価や現場目線を取り入れながら進めていただきたい。

(労働安全・労働衛生標語の募集)

○例年の事業であるが、少ない予算で労災防止キャンペーン等に効果があると思われる。

○標語の募集に一般応募者からの多数の応募があり、一般国民の安全衛生活動への関心を喚起する機会となっている。

○安全衛生標語募集へ多数の応募があることは林材業関係者の意識の指標とみることができ、評価できる。

○現場サイドの意識を高めるという意味から、標語公募という手法も意味があり、重要なことと理解する。その一方、さらなる安全等に関する意識や関心を持ってもらうためには効果的手法も検討さ れると良いのではないか。

○いささかマンネリのきらいもある。

(安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催)

)テキスト作成委員会の開催が2回にとどまったが、車両系建設機械能力向上教育用テキスト、かかり木処理等に関するテキストについての作成方針等は決められており、令和元年度に期待ができ

○現場サイドで安全衛生に対する意識・関心が高まるようなテキスト作成の推移に努められたい。

○数多く多分野にわたる安全衛生教育等のテキストを現場の状況により検討する必要があり、検討委員会は重要である。にもかかわらず予定の回数の委員会が開けなかった。

○場合によっては、現場経験者、メーカーなども委員会に出席させてはどうか。

(安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催)

○講師養成研修は一定の成果を修めている。

○アンケート結果も好評であり、所期の目的を達したものと評価できる。

○優秀な講師の養成は重要である。

○講師養成は安全衛生教育推進の要でもあるので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたい。

○最近の重大事故についても講師の資質が問われている中で、この事業は予算の配置を含め充実させるべきである。

○講師養成研修を大いに行い、講師の質を向上させるべきである。

(「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施)

○多様な取組が実施された結果、林業の死亡労働災害は31件(前年比 25.5%減)の結果に貢献した。

○目標達成に向けてしっかりした取組がなされている。

○林業の死亡労働災害の大幅減の達成

○13 次災防計画の策定、計画を立案し、達成すべく実施し、林業の死亡労働災害を減らすことができたが、さらに活動を充実させることが必要。

○平成29年林材業死亡災害分析結果と対策について取りまとめた冊子を作成し、会員に配付したことは評価できる。林材業における災害減少を確固たるものとするためには非会員対策は重要で、 記冊子を非会員にも配付することについて検討できないか。 ○林材業 STOP!熱中症クールワークキャンペーンについてもきめ細かい対応がされている。また、林材業 STOP!転倒災害プロジェクトについても、冬季における転倒災害防止対策に応用する等評価

○林材安全との関係が良いと思う。 (解説がしっかりできているのではないか) 計画と実情との差、原因なども知らせるべきである。

(伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規))

- ○過去4年間の死亡災害の分析、結果からどのような教育が必要かという研究、検討は重要である。検討委員会にてさらなる方向性を見いだしてほしい。
- ○特別教育受講者の修了試験による履修の評価制度を検討したことが、評価される。
- ○伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化に関する検討は大いに評価できる。「優良伐木作業者(仮称)認定」等新規制度を期待する。
- ○経験の度合いに従って、段階的に技能を身に付けることが大切であり、このような事業は大いに進めるべきである。
- ○偏心木を生じさせない植樹技術、育樹技術、地形の研究など基礎的な研究、技術開発も必要ではないか。

(「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導)

- ○災防規程の周知、労働災害再発防止の指導徹底するために、講習会資料作成、ポイントカードの配付により実行した。規程等の徹底のためには、切りがないがいろいろ工夫して実行すべきである。
- ○改正災防規程の周知と遵守のため、ア「No1 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業」、イ「林業作業「今日の作業ポイントカード」」、ウ「No2 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業」、エ「木 材製造業「今日の作業ポイントカード」の資料を作成し、集団指導会で活用されていること、また、月刊情報誌「林材安全」に災防規程の逐条解説記事を掲載していること等、評価できる。
- ○着実に活動、指導している。
- ○しっかりした取組がなされている。
- ○災防規程の指導を徹底した。

(「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組)

- ○労働災害防止月間における安全パトロール、ポスターの配付、講習会の開催数等いずれも 29 年度より格段の増加が見られた。
- ○全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動期間中、安全ペトロールの実施等精力的に取り組まれ、しかも 30 年度は 29 度実績を大幅に上回っていることを評価したい。
- ○災害防止規程を常に見直し、遵守を指導している。また、安全パトロールを多数の事業場で行っている。
- ○活発な取組がなされている。

(労働災害情報の収集分析と提供)

-)労働災害の情報収集については、各支部とのネットワークにより適切に行っている。情報提供についてもファックス、E メール、月刊情報誌「林材安全」にて行われ、評価できる。
- ○労働災害情報分析については、都道府県支部・専門調査員のネットワークを駆使して、リアルタイムで分析して広報したことが評価されている。
- 第○○死亡災害事例速報(随時)、労働災害発生状況速報(毎月)の発行等、定期的に災害統計等の情報を提供することは事業者への注意喚起等意義が大きい。もちろん、この分析に基づき、緊急警報発 令等の諸対策に結びついており、大事な仕事であると評価できる。
- 〇各種の媒体を通じて情報発信を行っている。
- ○災害の情報の分析を早く、正確に行うことは必要であるが、傾向の分析も行い、フィードバックすることが大切である。
- ○労働災害情報収集にあたっては困難さがあるが、災害防止協会として独自に積極的に収集・分析・提供という活動が望まれる。

(ホームページの運営)

○情報の伝達量も多く、アクセス数も多くあり、ホームページとしての機能を果たし、評価できる。

○ホームページの適宜の更新・充実が評価される。

アクセス件数も成果目標を上回っている。 ○アクセス件数も多く、林材業従事者にとって重要な情報源となっていると評価できる。

○情報の入手先として利用されだしている。一般社会人は見やすいのではないか。

○よく情報発信している。

○近年、HPは事業主の顔としての重要性が増しているので、そのことを踏まえたうえでコンテンツの更新、内容の分かりやすさ等をより良いものにしていくことが必要ではないか。HP のデザインも しばらく変更されていないようであるので、新しいものへの更新も検討されたらどうだろうか。

(全国林材業労働災害防止大会の開催)

○全国林材業労働災害防止大会の参加者に対するアンケート結果からも、林材業に対する労働安全意識の高揚と情報の共有の目的を達しているといえる。

○54 回大会(大津)を上回る参加者を得るなど 55 回大会(郡山)を成功させたことは大いに評価できる。参加者のアンケート結果でも概ね高い評価を受けており、事業目的は達成されている。

○アンケート結果からみればすばらしいものである。担当地域では動員という型ではあるが、支部の結束につながる。

○労災意識の高揚と情報の共有を図っている。

○創意工夫しながら取り組まれていることは評価される。このような場は多くの方々に安全衛生の大切さ・確保を PR する絶好の機会であるので、今後も工夫しながら取り組んでいただきたい。

(労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦)

○表彰事業も各支部の業務意欲の高揚に効果があると考えられ、引き続き実行すべきである。

○規程どおり実施されている。

○労災意識の共有と高揚に役立っている。

○計画通り、確実に実施されている。

(協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組)

○コンプライアンス体制の確立を図っている。

○確実・適正な運営がなされている。

○コンプライアンス体制の確立に努めた。

○各種委員会の報告書による業務改善方向に向かっていたにもかかわらず、支部の会計関係に不祥事が発性した。コンプライアンスについての意識教育は常に必要である。

○協会全体の一層のコンプライアンス体制の確立が求められる。

○支部運営資金の承認交付、改正会計規程に基づく、本部・支部会計の統一化に係る会計指導の実施等支部へのガバナンスに関する体制が整えられつつある状況について評価できる。一部支部におけ る不適正な会計事務処理が発覚したことは、一段の取組強化が必要であることを示しており、今後とも指導を強化してほしい。

(理事会・総代会等の開催)

○通常通り開催された。

○計画通り実施されている。

|○計画通りに進められている。議題内容を議論に努められ、運営向上の推進につなげていただきたい。

○情報セキュリティの確保は今日の重要な課題であることから、その重要性を組織として周知されしっかりとした取組を推進されたい。 ○支部長会議、事務局長会議とも年1回開催されたが、支部組織のガバナンスの面からこれだけでは足りないのではないか。 ○計画通りに進められている。本部と支部との議論・情報交換を通じてより良い事業運営につなげていただきたい。 ○教育訓練、監査等の実施により、セキュリティの向上が図られているものと推察する。 ○本部・支部運営に一層の体制整備強化を図られたい。 ○一層の情報セキュリティ対策を図られたい。 (情報セキュリティ対策の推進) ○計画通り実施されている。 (支部長会議等の開催) 【評価委員の意見等】 ○通常通り実行された。

※ 小 ハ メ ハ ト 】

- ○平成30年度は、「第13次労働災害防止計画」の初年度に当たり、改めて林材業の死亡労働災害の撲滅、労働安全の意識の高揚に向かわなければならなかった、にもかかわらず、考えられない伐倒の 協会は、気持ちを改めて林材業の労働安全に向かって業務を実行しなければならない。
- ○協会の組織体制、業務実行体制の改革についての報告書による業務改善方向に向かっていたにもかかわらず、法令違反の不祥事が発生した。全国にわたる支部組織のガバナンスは、大変なことで あるが常にコンプライアンスに基づいた意識教育が必要である。
- ○本協会は、補助事業、自主事業とも林材業の労働安全を目的にした事業であり、各事業項目共通の課題である。限られた職員の人数ですべての事業にわたり十分に実行できるのか、また各支部、 安全管理士各位が業務を実行できるか、疑問を感じる。また全国の各支部の体制、実行能力の差についての指導、バランスが必要と考える。
- るのでは、実績評価対象23事業のうち、「伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組」、「伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業」の2件は、新規事業として実施さ れた。いずれの事業も労働災害対策に有効な新規事業として評価される。
- ○振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業に関して、受診勧奨の強化を図った結果、1年間未受診者は3年以上未受診者に比べては減少につながっているので、継続的な事業展開を期待し
- ○協会の運営に関しては、業務運営の改善への継続的な取組を評価したい。また、本部・支部のコンプライアンス体制強化のより一層の強化を期待したい。
- 〇全体として、施策に創意工夫があり、会員の安全衛生水準の向上に大いに役割を果たしている。
- ○非会員に対するアプローチについては、どの団体も苦慮しているが、小冊子の提供等こちらを向かせる対策が必要と考える。補助事業として展開されることを期待したい。
- ○災害防止の観点から林業に重点を置かざるを得ない事情は理解できるが、県木連等事業者団体とも連携を取り、木材・木製品製造業対策にも注力してほしい。
- ○自主事業については、安全衛生対策支援事業の「林材業労働災害防止計画(5 カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施において様々な取組が行われており評価したい。その他の自主事業につい ては継続実施されている事業であるが、図書、講習会テキストの製作等適時・適切な事業を展開していると評価できる。
- 特に、協会としては、技術的なことも大切であるが、労 当協会は、それらの養成のためのカリキュラムの作成、事業の進め方などの指針を示すべきである。 働安全衛生の専門的指導が必要ではないか。 ○技術指導者の不足が考えられている。
- また、情報も適切に発信している。全般に高い程度の達成がされている。 ○事業目的に即した事業を展開し、よい成果を得ている。
- その一方、林業、木材産業においては他の産業と比較して災害臵生率が高いことを鑑み、新しい考えや手段、創意工夫等を積 極的に取り入れながら災害低減に向けた努力・活動を引き続き推進していくことが重要である。 ○事業全体としてしっかりと、確実な運営がなされていると考えます。
- ○重大な不適正な事案があったので改善に努めてほしい。

令和元年度 業績評価実施要領

林業·木材製造業労働災害防止協会 総合評価委員会

1 目的

- (1) 本要領は、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、林業・木材製造業労働災害防止協会(以下「協会」という。)が実施する事業の効果的・効率的な推進を図り、もって労働災害防止の一層の向上を図ることを目的として行う業績評価の実施に関する具体的方法を定める。
- (2) 令和元年度に実施する業務実績の評価は、平成30年度に実施した事業を対象とする。

2 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における23事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業(補助事業)(4事業)
 - (1) 伐木作業及び中高年齢者・新規就業者の労働災害の対策に係る取組(新規)
 - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
 - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
 - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業(補助事業)(1事業)
 - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業(自主事業)(6事業)
 - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
 - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
 - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
 - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
 - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催
 - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業(自主事業)(8事業)
 - (1) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施
 - (2) 伐木作業者に対する能力向上教育の充実強化事業 (新規)
 - (3) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導
 - (4) 「林材業労働災害防止月間」の設定と全国安全週間等への取組
 - (5) 労働災害情報の収集分析と提供
 - (6) ホームページの運営
 - (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
 - (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦
- 5 組織体制、事業運営の整備強化(自主事業)(4事業)
 - (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
 - (2) 理事会・総代会等の開催
 - (3) 支部長会議等の開催
 - (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業:

広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業について、国等の補助金により実施した事業。

自主事業:

協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

3 評価の方法

- (1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。 ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記2の23事業、5事業区分について、それぞれ、 次の観点を総合的に勘案して行う。
 - (ア) 事業目的は達成されているか。
 - (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
 - (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
 - (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
 - (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。
 - イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。
 - ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的 に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。
 - (ア) 労働災害の防止
 - (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分(5段階)とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シート(別紙1)を作成する。

イ 委員への資料送付等

- (ア)事務局で作成した資料(災害状況報告、収支計算書及び関連資料を含む。)を総合評価委員会(以下「委員会」という。)委員あて事前に送付する。
- (イ) 各委員は、委員コメント表(別紙2) に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入 して事務局に送付する。
- (ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。
- ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告を基に議論を行い、委員会としての評価を行う。 具体的には、

- (ア)委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表(別紙3)を作成し、 事務局に提出する。
- (イ)事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出 する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

- (ウ)委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値を基に議論を行い、業績評価総括表(別紙4)を作成する。
- (エ)委員会としての業績評価報告書(事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。)を作成し、後日、会長に提出する。
 - (注1)総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論を基 に作成する。

4 令和元年度委員会スケジュール

下記日程により実施する。

令和元年 7月22日 第1回委員会開催 令和元年 9月下旬 平成30年度事業業績評価シートを委員に送付 令和元年11月上旬 各委員から委員コメント表を事務局へ送付 令和元年12月 6日 第2回委員会開催 令和2年 1月 業績評価報告書作成(印刷)